# 第12回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成26年12月10日 (水) 午前10時0分
- 2 閉会日時 平成26年12月10日 (水) 午後2時28分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員

5番 丸山 明君 7番 原田 素代君 9番 行本 恭庸君

13番 福木 京子君 14番 佐藤 武文君 17番 実盛 祥五君

18番 小田百合子君

5 欠席委員

なし

6 紹介議員

6番 治徳 義明君

7 説明のために出席した者

市	長	友實	武則君		副	市	長	内田	慶史君
市民生活音	『長	小坂	孝男君		市民生	上活部参	冷与	藤井	清人君
保健福祉部	『長	石原	亨君		赤坂	支所	長	正好	尚昭君
熊山支所	長	山田	長俊君		吉井	支所	長	楢原	哲哉君
市民課	長	作本	直美君		協働	推進調	長	新本	和代君
環境課	長	黒田	靖之君		社会	福祉調	長	国正	俊治君
子育て支援詞	課長	国定	信之君		健康	増進調	長	岩本	武明君
介護保険護		藤原	康子君		市民	え 支 生活課	長	歳森	正年君
熊 山 支 市民生活調		藤原	利一君			ド 支 生活課		長田	忠芳君
赤 坂 支 健康福祉部		青井	陽子君		熊山健康	」 支 福祉調	所 長	井本	輝夫君
吉 井 支 所健康福祉課長		石原万輝子君							

8 事務局職員出席者

議会事務局長 富山 義昭君 主 事 青井 久君

- 9 審査又は調査事件について
  - 1)議第68号 赤磐市特定疾患援護費給付条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第37号)
  - 2) 議第71号 赤磐市山陽総合福祉センターの指定管理者の指定について
  - 3) 議第72号 赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」の指定管理者の 指定について
  - 4) 議第82号 平成26年度赤磐市一般会計補正予算(第4号)

- 5) 議第83号 平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 6) 議第84号 平成26年度赤磐市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 7) 議第85号 平成26年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算 (第2号)
- 8) 請願第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
- 9) 請願第8号 介護従事者の処遇改善を求める請願書
- 10) その他
- 10 議事内容 別紙のとおり

#### 午前10時0分 開会

○委員長(福木京子君) おはようございます。もう総選挙の真っ最中ということで、大変皆さんお忙しいところ、御苦労さまです。

それでは、ただいまから第12回厚生常任委員会を開会したいと思います。

それでは、開会に先立ちまして友實市長より御挨拶をお願いいたします。

- ○市長(友實武則君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、市長。
- ○市長(友實武則君) 皆さんおはようございます。

本日は、年末の何かとお忙しいにもかかわらず、こうして第12回の厚生常任委員会をお開き いただきましてありがとうございます。日々寒さも厳しくなっております。委員の皆様方には くれぐれも体調等、気をつけていただきたいと思います。

さて、本日御審議をいただく内容につきましては、お手元にお配りの次第のとおりでございます。12月定例市議会に上程させていただいております条例改正あるいは補正予算、9項目ございます。また、その他の案件も何件かございますので、何とぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(福木京子君) はい、ありがとうございました。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第68号赤磐市特定疾患援護費給付条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第37号)から、請願第8号介護従事者の処遇改善を求める請願書までの9件であります。

それでは、まず議第68号赤磐市特定疾患援護費給付条例の一部を改正する条例(赤磐市条例 第37号)を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いをいたします。

- ○社会福祉課長(国正俊治君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) 社会福祉課長国正課長、はい。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) 失礼します。

お配りしています保健福祉部の資料のほうをごらんください。 1 ページと 2 ページがこの条例の改正に関する資料でございます。

1ページ目につきましては、先月の委員会のほうで提示させてもらったものと同じでございます。かいつまんで読まさせていただきます。

一番下の部分ですけど、まず現行の制度を確認しておきたいと思います。

目的といたしましては、特定疾患に関したものに対し、特定疾患援護費を給付することにより精神的苦痛を癒やし、激励するとともに福祉の向上を図るものとしております。

対象者としては、1年以上市内に住所を有し、かつ居住している人で、次のいずれかに該当

する方となっておりまして、1つ目が難病の方です。岡山県特定疾患医療受給者証を交付された方、現在253人いらっしゃいます。それから、2つ目が子供の難病です。岡山県小児慢性特定疾患医療受給券を交付された方、現在22人いらっしゃいます。それから腎不全患者、人工透析を受けておられる方ですが、現在109人おられまして、384人となっております。4月から9月分の援護費といたしまして1,125万5,000円を9月に支給をしておりまして、3月にも後期分を払う予定にしておりまして、同程度と見込んでおり、合計で2,251万円程度の支出の見込みとなる予定でございます。

上段のほうに移りまして、今回の改正内容でございますが、難病患者に対する医療等に関する法律の制定及び児童福祉法の改正に伴いまして、来年の1月、それから来年の秋以降の2段階で難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の対象疾病が拡大されます。これに伴いまして、市の援護費の給付対象者を拡大し、支給額を見直しをするというものでございます。

具体的には、難病が56から300へ、小児慢性特定疾患が514から600へ拡大されます。国の試算によれば、27年度には全国で約165万人となり、23年度の89万人と対比いたしまして1.85倍の見込みになると言われております。

赤磐市の対象者の方、9月1日現在、先ほど申し上げた数字ですが、384人いらっしゃいます。条例改正により国の倍率を掛けますと、27年度には618人程度になるということを見込んでおりまして、拡大してまいりたいと考えております。また、県内他市の状況を勘案いたしまして、市民税本人非課税を要件に付加し、給付額を6万円から4万2,000円へ減額させていただきたいと考えております。4万2,000円といたしました理由としましては、この援護費と併給調整がございます赤磐市障害年金条例の年金額に合わせるものでございます。

2ページ目をごらんください。

こちらが県内他市の状況ということで、県内15市、それから隣の町の和気町のものを一覧表にさせてもらってます。この情報の出典のほうは、岡山県の難病相談支援センターというとこが県内の状況を取りまとめまして、その部分を抜粋して書かせていただいております。

他市の状況はごらんのとおりでして、県内15市のうち、岡山市と瀬戸内市には制度がございません。その他の市には通院交通費を助成目的としておりまして、いろんな形がございまして幅もございます。月額単価でいいますと1,000円から1万円の幅がございます。最高が1万円、高梁市ですが、最高である高梁市がちょっと突出していますので、それを除きますと平均いたしますとおおむね3,100円程度となっております。また5市が非課税要件などの所得要件を付しております。

今回の改正は、月額でいいますと5,000円から3,500円に減額をすることになりますが、県内 他市の平均を上回る改正ということでございますので、御理解のほうお願いしたいと考えてお ります。

以上でございます。

○委員長(福木京子君) 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

はい、原田委員。

○委員(原田素代君) 丁寧な説明をいただいてわかりやすくなったと思いますが、前回の委員会のほうで議論をして、幾らか、きょうここに余り数字が出てませんけれども、お話を聞いた限りでは、現行であれば384人の受給者が年間6万円を受給しているということになると、赤磐市の年間の総額が約2,300万円、2,304万円ですか、2,300万円という額が従来の赤磐市としてこの援護費を用意してきたわけです。今回、これは法律改正によるもので、この法律の趣旨というのは、難病患者や小児疾患、慢性疾患などに対して広く援護しましょうという法律の改正ですから、今までは認められなかった難病の方を含めて、そういう方も対象になったということで、恐らく難病患者の方たちには非常にいい知らせになり、そして気持ち的にも認めていただいたことと、それから、わずかではありますがそういう支援をいただけるということで、大変喜ばれているのが実際だろうと思うんです。

そういう法改正を受けて、赤磐市として市の条例を見直す際に、私の思いとしては、まさにアクションプランをして少しでも、要するに予算を縮小していかなければいけないこの状態の中で、実際、その現行では384人がかなり、恐らくふえるんでしょうけれども、法律に準ずれば、しかし、そのアクションプランをして大変厳しい財政の中なのだからということで、いわゆる市民税の非課税要件を付加したと、これやむを得ないなと思ったんです。幾ら広く認めても、やっぱり一方での現実とのバランスもあるので、この非課税要件を付加することはやむを得ないと。非課税要件を入れると441人になるという御報告ですから、絞り込まれた441人の方に、私としては現行の総額である2,300万円を441人で割っていただくような計算のほうが、本来の趣旨から考えても、条件として非課税要件を入れたことを、残念ではありますが、そこはやはりバランスとして認めざるを得ないけれど、もらえる対象である441人には現行の金額を削ることなく、援護費として使っていただきたいという思いが非常にあります。

そうしますと、その4万2,000円というのは、2,300万円から見ると、たしか四、五百万円余るわけです。余るというのはおかしいですけど、減額されるわけです。それで、アクションプランを見ますと、もうこれは最初から狙い打ちで、この援護費を減らそうということで400万円ぐらいでしたっけ、アクションプラン、だから整合性があるんです、この予算は。もともとこの法改正によって条例を見直す際に、2ページ目にあるように、よそを見てみろと。うちは突出して高いのだから、まあこのぐらいはやむを得ないでしょという、非常に説得力のある説明をいただいたんですが、やはり私は法の趣旨や条例の趣旨を鑑みまして、バランスをとって非課税要件を加えて人数を絞り込んで、だから逆に言えば、今まで384人のうちもらえなくなる人もいらっしゃるっていうことですよね。

そういう人も含めて、厳しい現実は受けとめながら、でも枠をわざわざ削らなくても、枠の中でそのせっかく広まった441人の方に分配していただければいいだろうと思うので、この4万2,000円という金額ではなくて、2,300万円をそのまま441人で割っていただく金額にしていただきたいと思います。金額的には試算させていただいたら5万1,600円、年額ですね。6万円が5万1,600円で441人の方に渡ればいいなというふうに思っています。

- ○委員長(福木京子君) そういう御意見が出ておるんですが、それに対して執行部の答弁を あれですね、求める形に。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、国正課長。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) 現在の試算でまいりますと、委員おっしゃいましたとおり 384人のうちの、市民税が本人に課税されてる方が28.6%、110人いらっしゃいます。同じ 28.6%がこの拡大されます618人のうちに掛けますと177人、差し引きますと441人の方が給付 対象になる見込みでございます。

御意見のように、現行の予算額を441人で割って5万1,600円相当が妥当という御意見でございますが、あくまでもこれ試算でございますので、その予算額を割って給付額を定めるという考え方でいきますと、それこそ変動が起きるたびにまた考えていかなくちゃあ、単価を見直す必要があるかなと思いますので、こちらといたしましては、先ほど申しましたが、併給調整のあります単市の障害年金の額に統一させてもらうのが、妥当というふうな考えでございます。以上です。

- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) 事務執行上、煩雑であるというのであれば、今回ここでは頭割りをした5万1,600円で通していただければいいと思いますよ。別にその都度計算してくださいというふうには思いませんから、そこはそれでクリアすると思っています。
- ○委員長(福木京子君) 原田委員からそういう……。
- ○委員(原田素代君) いや、それはだから……。
- ○委員長(福木京子君) あっ、はいはい、が出されておりますが、今原田委員からありましたが、他の委員さんはこの議案に対してはいかがでしょうか。
- ○副委員長(丸山 明君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、丸山委員。
- 〇副委員長(丸山 明君) 質問です。ちょっと確認のような質問になるんですけど、御説明の中で、現在384人の方に本年度、26年度の予算の中で支給をすると。支給総額は2,251万円というふうにおっしゃいましたね、その点確認。

それで、今回の試案によって執行部は幾らの金額の削減をなさっているのかっていうふうな

ことをちょっと確認したいと思います。それで、支給対象者が現在6万円いただいてる方が、 既得権じゃないんですけど、そういう形で多分もらわれてると思うんです、年間6万円を。6 万円もらっている方が何人、今回の改正でもらえなくなるのかというところを、その2点教え てください。

- ○社会福祉課長(国正俊治君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、国正課長。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) まず、支給額の確認でございます。先ほどの口頭で申し上げたのは実際の実績でございまして、4月から9月で1,125万5,000円の実績がございます。これを倍にいたしますと2,251万円となります。384人といいますのは9月末現在の受給者の数でございまして、これに単純に6万円を掛けますと、先ほど原田委員さんがおっしゃいましたように2,304万円となります。なぜこの差が出るかというと、毎月四、五人の方が新規に申請をされております。月割りでお払いする形になっておりますので、単純に6万円を掛けた額よりは実際の支給額は少なくなっております。また、年度途中でお亡くなりになるとか、転出なさるような方につきましては、その喪失する月までの支給となっておりますので、単純に同額とならないことはまずは御理解ください。

金額については以上でございますが、次の点でございます。

384人のうちの何人がもらえなくなるかということです。

先ほども申し上げましたけど、繰り返させていただきます。現在の受給者の方の課税の実態のほうを調査させていただきましたところ、本人非課税の方が274名、本人課税の方が110名いらっしゃいます。384人のうち110名の方が対象とならないということになります。率でいいますと28.6%でございます。これを先ほどの計算式で出しました618人に拡大されるといたしまして、この28.6%を掛けますと177人の方が対象外になる見込みでございます。

以上です。

- ○副委員長(丸山 明君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、丸山委員。
- ○副委員長(丸山 明君) はい、わかりました。今の説明で、対象が外れる方が170人になると。現実には今110人の方という人数と、それから累計で最終的には170人ぐらいにふえるだろうというような説明ですね。

それから、減る金額は2,251万円が……、減る金額は教えてもらったんかな。

- ○委員長(福木京子君) いえ、まだです。
- ○副委員長(丸山 明君) 今回幾ら減るかというのは、お答えいただいてないですね。 それ、もう一件済みません、ついでに、やりとりになっちゃうんで。

今、ちょっと気になったとこは、毎月申請が出てくると、四、五人の方、いうふうな状況だ というふうにおっしゃいましたね。ちょっとそれも僕は意外だったんですけど、もう既に国の ほうからの難病指定というのは周知されてるもんだと思って、そういう難病に遭ってる方は、そういう制度があるというのは御存じだという前提でおったんですが、いまだに毎月4人か5人の方が申請をされるというふうな、変動しているというふうなことですね。知らなかったか知ってるのか、あるいは難病になっちゃったという罹患になった方がふえてるのかというふうな状況だと思うんですが、そのようなところをちょっと、驚きましたんで、そこら辺の、実際に管理されてて、担当されててどのような実感でそれを受けとめていらっしゃるのか、そのふえるというのは、実態はどうなのかということをちょっと教えてください。四、五人の方がふえるというのはどういう意味なんだろうかなと思って、お願いします。

- ○社会福祉課長(国正俊治君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、国正課長。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) まず、計算上、実際の予算額、執行額ではなくて、計算上の 話でやらせてください。

先ほど、どのくらい予算が減るのかという話、これは原田委員のほうがおっしゃいましたので繰り返させていただきますけど、現行の384人に6万円を掛けまして2,304万円でございます。それから、441人に4万2,000円を掛けまして1,852万2,000円でございます。ちょっと丸めさせていただきますけど、ざっと450万円の予算の削減となっております。これが1点目でございます。

それから、毎月のこの援護費の申請の状況でございますが、四、五人と言いましたが、二、三人から四、五人ぐらいなんですけど、新たに難病の受給者証をお受けになった方、これは事務のほうは保健所のほうでいたします。実際は、難病は先にお医者さんにかかりますので、お医者さんにかかられまして診断を受けます。そうすると医療機関さんのほうから、これは難病になるから、保健所のほうに行くと医療費助成が受けれるから申請せられえよと、申請されます。そうしますと、保健所のほうが難病の手続をするときに、先ほど御案内もしました難病支援センターが取りまとめました市町村の難病対策の制度について御案内していただきます。それを受けて新規の方が来られるということになっております。

それから、もう一点は人工透析の方です。腎不全が発症いたしまして、人工透析をお始めになる方も結構いらっしゃいますので、そういう方は年間を通じて新たな方もいらっしゃって、その両方を合わせて三、四件から四、五件程度の幅がございます。過去の増加傾向につきましては、ほぼ横ばいかやや微増ぐらいかなという感覚を持っております。

以上でございます。

- ○委員長(福木京子君) よろしいですか。
- ○副委員長(丸山 明君) はい、わかりました。
- ○委員長(福木京子君) 他にこれについて質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) そしたら、今原田委員が言われた提案というか、それを提案を、も しあれだったら。

はい。

- ○委員(原田素代君) もう質疑がよろしいんでしたら。
- ○委員長(福木京子君) よろしいですね、これについて。 はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) そうしましたら、今回このことについて、いろんな方に教えていただいた結果、先ほど申しましたように、今回の条例改正について修正動議を求めたいと思います。

文書を配っていただいて、見ていただいて、もう一度私のほうからも説明を添えたいと思いますが、先ほど申しましたように、現行の大枠をこのアクションプランでいきますと……。

- ○委員長(福木京子君) ちょっと、原田委員、今修正案を出されるんですね。
- ○委員(原田素代君) 修正動議を提案します。
- ○委員長(福木京子君) はい。

それでは、ただいま議第68号赤磐市特定疾患援護費給付条例の一部を改正する条例(赤磐市 条例第37号)に対して、原田委員から修正案が提出をされました。

それで、この際提出者の説明を求めます。

資料の配付をお願いしたいと思います。

はい、原田委員。

皆さん行きましたか。ちょっと待ってください。

- ○委員(佐藤武文君) 動議は認めたん。
- ○委員長(福木京子君) 動議が提出されたら、1人……。
- ○委員(原田素代君) 委員会は1人でいいんです。
- ○委員(佐藤武文君) ああ、そう。
- ○委員長(福木京子君) はい。
- ○委員(原田素代君) よろしいでしょうか。
- ○委員長(福木京子君) もう全部配付終わりましたか。

ちょっと待ってください、もうちょっと、今配っておりますから。

よろしいですか、はい。

それでは、原田委員のほうから説明をお願いします。

○委員(原田素代君) はい、済みません。

1枚目のほうは修正動議の要旨ですが、2枚目のほうを見ていただければわかりやすいと思います。

この明細ですけど、先ほど国正課長のほうから詳細な説明があったのをちょっと文字にして

おりますが、まずは給付額、条例改正の議案としては6万円を4万2,000円というふうな提案なんですが、まずはその3行目です。現行が384人で現行額6万円を掛けますと2,304万円。改正案でいきますと441人に対して4万2,000円ですから1,852万2,000円なんですね。このAからBを引きますと451万8,000円、要するに、先ほど丸山副委員長がお聞きになって国正さんがお答えになった差額は約450万円になります。この450万円が減額されることで4万2,000円になるんですが、下の文章に書いてありますように、本条例の趣旨は、広く難病や慢性疾患、小児疾病の皆さんに少しでも支援をということで、援護費という改正のもとにこの条例としては金額を決定するものであります。

私も先ほど言いましたように、アクションプランの状況の中で、少しでも減額していかなければならない状況ですから、市民税本人非課税要件というこの枠が今まではなかったわけです。この枠を入れるということはもうやむを得ないだろうなと思いました。しかし、さらに現行枠の2,300万円を400万円減じて441人の方に新たに援護費を出すというこの条例については、やはりそこまで踏み込む必要があるのだろうかと、この福祉費に対して。現行の2,300万円を上積みしろということでは決してなくて、せめて現行のままで新たになられた441人と、実際百数十人の方が非課税要件で受給できなくなるわけですけれども、新しい方に対する受給金額を6万円とは言わないけれども、計算しますと、下にありますように12カ月で割れる額という金額が5万1,600円になるということですので、この4万2,000円ではなくて、現行の金額の枠を残して計算した結果5万1,600円となりますので、ぜひ5万1,600円でこの援護費を決めていただきたいという修正動議でございます。

○委員長(福木京子君) 説明が終わりました。

それでは、これより原田委員に対して質疑を行います。

質疑がある方は質疑をお願いいたします。この修正動議に対する質疑です。

だから答弁は、原田委員に質疑をして答弁をしていただくということになります。

急な話ですからあれですけど、目を通していただいて。

質疑はありませんか。

- ○副委員長(丸山 明君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、丸山委員。
- ○副委員長(丸山 明君) ちょっと、私のスイッチは。
- ○委員長(福木京子君) あっ、必ずスイッチを。
- ○委員(行本恭庸君) 簡単にわかりやすく。
- ○副委員長(丸山 明君) 簡単にわかりやすく、大変難しいあれなんですが、私の、ちょっと考え方、一言短く言っておきます。

このアクションプランがことしの2月に提案をされました。それは交付税の減額というよう なことを、その予想される中でやっていくと。私はこれ基本的にはこの交付税が減るというこ とに対してどういうふうに自治体として、赤磐市として受けるかということはきちんと考えていかないといけない。当然減るものは減るんですから、ない袖は振れません。その中で何に重点を置き、何にきちっと応えていくのか、住民福祉をしっかりと守っていくのかということは基本だと思っております。その中で、これ個別に今執行部のほうから補正というふうな形、あるいは規則というような形で、例えば健康診断料なんかについても、私らにとっては抜き打ち的にといいますか、なされてきた経過があります。100円、無料だったものが200円かかるよというふうなことは、本当に寝耳に水のような形で、住民にとっては行われてるという現実があります。

ですから、今回のことについて、私は基本的なものは理解はできます。できますが、そういう全般の削減、経費削減の中できちんと議論がなされ、納得がいくような執行ということが私は必要ではないかというふうに思っております。

その点について、これは原田委員に尋ねてるんですが、原田委員はどのようにお考えでしょうか。

- ○委員長(福木京子君) それはちょっと。
- ○委員(原田素代君) 普通は修正動議に対する質疑だと思うんですが、丸山委員のおっしゃることはよくわかります。要するにアクションプランの計画が、要するに以前提案されたときは各担当委員会部門ごとだったんです、説明が。これはやっぱり非常によくなかったということが今回わかったんです。だから12月の本会議のときに最初に、例えば病院の診療所会計の問題、それから10周年記念事業費の問題、ああいうものを議論しとくと、あっ、そんなもんなのかと思う中で、今回この福祉費があるわけです。

そうすると、私たちは診療所会計はかかわってますけど10周年事業のことはわからない。図書館のこともわからない。そういうわからないことと、自分たちが担当する部分とっていうのをまとめて6億円のアクションプランなんです。だけど、まとめて6億円のアクションプランというふうには私たちは理解できてなかったので、個別個別で対応してきたということに大きな問題があるなというところは、私も丸山委員と同じように認識しております。

ということでよろしいでしょうか。

- ○委員長(福木京子君) よろしいですか。
- ○副委員長(丸山 明君) わかりました。
- ○委員長(福木京子君) はい。

他に質疑はありませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) 質疑がないようですので、これで終わりにしたいと思います。 採決はあれでしょう、一番最後じゃね、はい。

それでは続いて、議第71号赤磐市山陽総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議

題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いをいたします。

- ○社会福祉課長(国正俊治君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、国正課長。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) 失礼します。

先ほどの保健福祉部の資料3ページ目をごらんください。これも先月お示ししました資料と全く同じものでございます。

上段部分が赤磐市山陽総合福祉センターのことについて書いてございます。指定管理者は社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会でございます。指定期間は27年4月から32年3月までの5年間としております。指定管理料は5年間で6,300万円となっております。

社会福祉協議会は、過去の指定管理におきましても問題なく運営しておりまして、経費も節減してきております。地域福祉の拠点として市民に周知されており、社協以外には考えられない施設かと考えられます。

指定期間の5年につきましては、運用の手引きがございまして、3年から5年とされております。他の施設の例によりまして5年を採用させていただいております。

以上でございます。

○委員長(福木京子君) 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

はい、原田委員。

- ○委員 (原田素代君) 初歩的な質問で大変恐縮なんですが、山陽総合センターというのは、あそこの池の上の建物ですよね。何というか、あの1つの建物を指してますよね。こっちのほうに温泉があったり、老人福祉センターがあったり、幾つかの施設の集合しているところの中にある山陽総合センターという1つの施設のことを指していると理解してよろしいのかというのをまずお尋ねします。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、国正課長。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) 山陽総合福祉センターは、あそこの池のところを入りまして、まず左手に老人福祉センターがあって、その手前にシルバー人材センターがある。右側に高齢者生きがいセンターがあります。泉源を過ぎましてぐるっと右に曲がっていただくと一番大きい建物がございます。その建物が赤磐市山陽総合福祉センターでございまして、その建物のことを申しております。

以上です。

○委員(原田素代君) はい。

- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) じゃあ、あの中には包括ケアのセンターとかありますよね。いわゆる 社協の中に……、包括ケアのセンターはあそこじゃないんですか。要するに、あの中に幾つか の部門が入っていますね。それも全部運営はこの福祉センターの委託に対して運営されてると いうふうに理解したらよろしいんですか。

それで、社協に対する委託費と、何かその辺の整理をちょっと説明していただくとわかりや すいんですけど、言ってる意味わかります。はい、お願いします。

- ○委員長(福木京子君) はい、国正課長。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) まず、指定管理要綱に定める業務につきましては、まずはその建物の管理、全体の管理という業務が1つあります。それから、その管理の中には、2階部分が会議室とかの貸し館、福祉団体なんかが会議をしたりとかということもできますので、そういう申し込みを受けたりとか、利用を決定したりするなども含まれます。その建物の管理と、もう一つは条例に定めます事業の運営ということがございます。

管理部門につきましては、例えば会議室は収入は利用料が取れる団体が来れば利用料を頂戴いたしますけど、大概福祉団体は公の仕事をしてますので、余り利用料収入というのはございません。ということは、その部分というのは、電気代が要ったり空調代の費用というのは、全て持ち出しになります。要はそういう持ち出しの部分については、この指定管理料で賄われます。

今おっしゃいました事業の中の、例えば介護保険のデイサービス事業を例に取り上げたいと 思いますけど、デイサービス事業は、指定管理者が県から別途事業者として指定を受けます。 それにつきましては、介護報酬と利用料収入がございまして、それでその部分に使う経費につ いてはその費用で賄われておりますので、この指定管理料が充たってその介護保険事業をやっ てるということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○委員長(福木京子君) よろしいですか。
- ○委員(原田素代君) わかりました。
- ○委員長(福木京子君) 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) 他になければこれで質疑を終わります。

続いて、議第72号赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」の指定管理者の指定について を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いをいたします。

はい、国正課長。

○社会福祉課長(国正俊治君) 同じく、資料の3ページの下側をごらんください。

先ほどの議案と同様でございまして、赤坂福祉サービスセンター「春の家」につきまして も、社会福祉協議会が指定管理者となっております。指定期間につきましては5年でございま す。5年間の指定管理料につきましては記載のとおりで、合計で1,475万7,000円となっており ます。こちらにつきましても、先ほどと同様、市民に地域福祉の拠点として周知されておりま して、社協以外には考えられないと考えております。よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長(福木京子君) 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

1つ、この金額的にも相当、山陽と赤坂は違うんですか、人数的なデイサービスを受けるあれとか、規模とか、その辺を少しわかればお願いしたいと思います。

- ○社会福祉課長(国正俊治君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、国正課長。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) まず、規模は圧倒的に山陽のほうが大きいです。地下があって1階があって2階がございます。特に2階の会議室部分なんかにつきましては、赤坂のほうにはございません。赤坂につきましては、デイサービス部門と、それから玄関を入ったホールの部分が地域福祉活動とかにも使われたりとか、老人クラブさんが寄られたりなんかもされております。圧倒的にその規模といたしましては、赤坂福祉サービスセンターのほうが小さいというような状況でございます。

ちょっと説明不十分ですか。

- ○委員長(福木京子君) はい、よろしいです。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) いいですか、はい、済みません。
- ○委員長(福木京子君) 他に質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福木京子君) なければこれで質疑を終わります。

続いて、議第82号平成26年度赤磐市一般会計補正予算(第4号)を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いをいたします。

- ○市民生活部長(小坂孝男君) 委員長。
- ○委員(原田素代君) はい、小坂部長。
- ○市民生活部長(小坂孝男君) 補正予算第82号の市民生活部関係でございますが、議案のほうでは12ページをごらんいただきたいと思います。参考資料は12ページから13ページ。

2款の総務費、3項の戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費、これは職員人件費

の減額でございます。本会議のほうでも申し上げましたとおり、人事院勧告に伴う給与改定並 びに人事異動等に伴います職員の人件費の補正でございまして、職員16人分でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費の28節の繰出金219万 3,000円の減額につきましては、国民健康保険特別会計の繰出金ということで、これにつきま しても職員人件費相当額を減額いたすもので、後ほど国保会計のほうに出てまいります。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。

下のほうで4款衛生費、2項清掃費、2目の塵芥処理費でございます。これにつきましても同様で、職員の人件費の減額補正でございまして、職員22人分、全体で190万3,000円を減額補正いたすものでございます。これにつきましても、参考資料16ページから17ページのほうにお示しいたしておりますので、よろしくお願いします。

市民生活部関係は以上でございます。

- ○委員長(福木京子君) はい。 他の説明は。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、石原部長。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) それでは、保健福祉部の関係について、私のほうから説明を させていただきます。

補正予算書の11ページの一番下でございます。

2款1項16目特定目的基金費でございます。社会福祉事業に役立ててもらいたいということで10万円の寄附がございました。このため、地域福祉基金に10万円を積み立てるということで、積立金に10万円補正をいたしております。

続いて、12ページでございます。中段から下でございます。

民生費でございます。3款1項1目社会福祉総務費でございます。こちらでは、人事院勧告による給与改定及び人事異動等によります職員人件費を追加ということで558万8,000円、2節給料から4節の共済費までにそれぞれ追加させていただいております。

続きまして、3目の高齢者福祉費でございます。こちらでは、特別会計繰出金の補正ということで、総額で1,725万9,000円の減額をいたしております。

まず、介護保険特別会計の繰出金でございます。給与改定、人事異動等による職員人件費の 調整及び介護保険制度改正に伴う電算システムの改修ということで、合わせて1,132万7,000円 を減額いたしております。

訪問看護ステーション事業特別会計繰出金では、人事院勧告による給与改定及び人事異動等による職員人件費の減額分として593万2,000円の減額をいたしております。

続きまして、13ページでございます。

4目の障害者福祉費でございます。こちらでは国庫支出金の返還金ということで2件ござい

ます。虐待防止対策支援事業費国庫補助金の返還金10万3,000円及び障害者医療費国庫負担金の返還金127万3,000円、合わせて137万6,000円を計上いたしております。

2項の児童福祉費でございます。こちらでは障害児施設支援給付事業で、新規のサービス提供事業所が開設されたということで利用者が増加いたしました。これに伴う給付費等を追加するものでございまして1,822万1,000円を追加いたしております。23節の償還金、利子及び割引料では、国庫支出金の返還金として142万6,000円を計上しております。

2目の児童措置費でございます。こちらでは児童手当につきまして、当初の見込みより支給対象児童がふえたということから787万5,000円を追加しております。23節では児童扶養手当の国庫負担金の返還金として21万9,000円を計上しております。

続いて、3目の母子父子福祉費でございます。こちらでも国庫及び県費の25年度分の返還金が生じたということから、合わせて24万8,000円計上しております。

4目の児童福祉施設費では財源更正を行っております。一般財源から国・県の支出金へ426万5,000円更正を行っております。

14ページに移りまして、生活保護費でございます。こちらでは3,611万5,000円の国庫負担金の返還金を計上いたしております。

4款1項1目の保健衛生総務費でございますが、人事院勧告等による給与改定及び人事異動等により職員人件費の減額ということで、1節給料から4節の共済費まで合わせて1,790万5,000円を減額しております。23節では国庫負担金の返還金21万2,000円を計上しております。28節繰出金では、国民健康保険特別会計、こちらでは診療勘定の熊山診療所分でございます。こちらの繰出金を3,198万9,000円増額いたしております。この原因としましては、診療収入の減額、職員人件費の減額及び医薬品の追加などによりまして、この額を増額するというものでございます。

続いて、5目の乳幼児医療費でございます。こちらでは当初の見込みより医療費が伸びております。それに伴いまして年間の医療費を算定しましたところ518万6,000円不足するということから、この額を追加いたしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長(福木京子君) はい。

もうよろしいですかね、説明は。はい。

執行部の説明が終わりました。

まず、5ページ。まず5ページの第2表債務負担行為補正について。

質疑はございませんか。

これは総合福祉センター、赤坂福祉サービスセンターですね。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) はい。ないようですので、質疑を終わりまして、なければ歳入歳出 については関連がありますので一括質疑とし、歳出の款ごとに進行させていただきたいと思い ますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) はい。

まず、11ページ。11ページから12ページまでの2款総務費について。

質疑はございませんか。

総務費です、特定目的基金積立金です。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) はい。

続いて、なければ次に、12ページから14ページまでの3款民生費について。

質疑はございませんか。

12から14ページですね。

- ○副委員長(丸山 明君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、丸山委員。
- ○副委員長(丸山 明君) 済みません、1件教えてください、わからなかった。 3款民生費の2項児童福祉費中の……。
- ○委員長(福木京子君) ページは。
- ○副委員長(丸山 明君) 13ページです。
- ○委員長(福木京子君) 13ページ、はい。
- ○副委員長(丸山 明君) この中で節の扶助費で部長の説明にあったんですが、障害児施設 支援給付費が1,800万円ふえたのは、これは新規事業をなさるところが出たんだという御案内 だったと思うんです。そこをちょっと、その中身を教えていただけたらと思います。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、国正課長。
- ○社会福祉課長(国正俊治君) 桜が丘西10丁目にこぶしの家という、放課後等デイサービスの事業所ができております。社会福祉法人岡山こども協会さん、あすなろ保育園とかさくらが丘保育園とか、4つの保育園を市内で経営されてる法人さんが、新たに障害児の通所の事業所のほうを4月1日に立ち上げられました。そちらのほうの利用者がふえましたので、このような補正となっております。

以上でございます。

- ○副委員長(丸山 明君) はい。
- ○委員長(福木京子君) よろしいですか。
- ○副委員長(丸山 明君) はい。

○委員長(福木京子君) 他に質疑はございませんか。 民生費全体ですので。 よろしいですか、質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(福木京子君) よろしいですか、はい。 質疑がないようですので、次に14ページ、4款衛生費について質疑はございませんか。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) 14ページの4款の28節で熊山診療所分の繰り出し3,198万9,000円のことですが、これは同僚の澤議員のほうが系統的に一般質問のほうで執行部のほうにただしてきていらっしゃって、今回、本会議場でも質疑の中で随分具体的な指摘があったと思うんです。私もいろいろ教えていただいたりする中で、何点か、これはちょっと看過できないなという事態がございます。

まず、今回非常に集中的に質疑されてましたけども、いわゆる医薬品の不足による3,198万9,000円だという説明があったと思うんですけれども、これがなぜ足りなくなったのかという、気がついたのが、4月から診療所会計が始まっているにもかかわらず、担当部長が10月になってからだとお答えされています。そうしますと、半年余り医療費に関して放置されてたとしか思えないですよね。普通でしたら最低月ごとに収支があって、年度の全体の予算の中で見きわめていくものだと、普通の経営感覚では思いますから、それが半年間気がつかなかったということが、まず大変大きな問題だろうと思うんです。

結果、金額はその3,000万円ということですけど、これも澤議員が指摘されてたように、診療報酬自身が12%減ってるのであるから、これはその基準で計算すると実質4,000万円ぐらいふえてるのではないかと。そうすると、患者が減ってて医薬品がふえるというのは、ちょっと普通考えにくいわけです。これはどういう原因ですかっていうことを、まず1つお伺いしたいというのがまず1点です。

それから、当初1億5,000万円、一般会計の繰り出しから出発しているわけですが、アクションプランでは26年度で4,700万円という金額が出ています。これはもう1億5,000万円繰り出した時点で、この4,779万6,000円を減額していかなきゃいけないという前提で診療所経営はされてるはずなのですが、それがこういう、減らすどころかふえているということについて、このアクションプランに沿ってどういう診療所経営がされたかっていうことをもう一つお伺いしたい。

3点目ですけれども、これは澤議員のほうから具体的に指摘があっていましたが、3月議会の時点で、4月から診療所経営にはなるんですが、7月オープンだと。早目に備前市が出しているような事業計画を出したほうがいいんじゃないですかと、出す気はありますかというふう

に尋ねたところ、市長が御自身で、6月には出します。第1・四半期までをめどに出しますとお答えになっていた。ところが、今回の12月議会で再度まだ出ていないのでお尋ねすると、澤さんがいただいた答弁書には12月中にはお出ししたいと書いてあったにもかかわらず、市長は登壇した途端に本年度と、要するに答弁書と市長の答弁がそもそもそこで違ったということに、ちょっと驚いたというお話を聞いております。

恐らく事務方のほうが12月中にというふうに答弁を用意されてるということは、もう事務方ではお持ちになっているんではないかと思うんです。だって事務方が言う以上、あるから言うんだと思うんです。ただ、市長はその場でもうちょっと練りたいと思ったのかどうだか、3カ月待ってくれということですけど、やはりこういう深刻な事態がある以上、事業計画がやっぱり今のこの時点で出されてそれが議論されてなければ、私たちとしてもこの予算については右から左に判は押せません、と思います。ですから、事務方が12月中には出しますとお答えがあった以上出してください。

この3つについてお答えをお願いします。

- ○委員長(福木京子君) 答弁はどなたが。
- ○健康増進課長(岩本武明君) はい、委員長、健康増進課岩本。
- ○委員長(福木京子君) はい、岩本課長。
- ○健康増進課長(岩本武明君) それでは、なぜ医薬品の不足がここになるまでわからなかったかという御質問でございますけども、これに対しましては、7月から新たな診療所をオープンさせていただきまして現在運営しております。診療所というのが、健康増進課の出先機関の位置づけとなっております。したがって、所管課は健康増進課ではございますけども、連絡が、十分連携がとれていなかったというところもあると思います。ちょっと実態のほうがなかなか把握できていなかったという点は反省すべきことだと思っております。申しわけございませんでした。

それから、あと診療報酬が減っているのになぜ医薬品がふえたのかということでございますけども、こちらの点につきましては、26年度の当初予算を作成するときの基本的な数字の算定が十分できていなかったことに起因するものだと思っております。その26年度の当初予算の算定に当たりましては、市民病院の外来、入院患者さんの収入がございますけども、市民病院の外来の収入を基本としてつくらせていただきました。しかしながら、お医者さんの常勤医の先生が2名いらっしゃったときの外来収入をベースにつくらせていただいたもので、実際は常勤医の先生はお一人であった状態となりました、26年度になって。したがいまして、ちょっと診療報酬のほうは減ってきているという状況でございます。

あわせ持って、医薬品につきましても、市民病院での医薬品の経費につきましてを基本につくっていたわけでございますけども、市民病院での医薬品費というのが入院患者さんに使った 医薬品、外来患者に使った医薬品の区別がございませんでして、その中である程度の予測を立 てた数字で26年度の外来患者のみの診療所の医薬品を算定いたしましたけども、これもこちらのほうの見込み誤りがあったというところで、まことに申しわけございませんでした。

それから、1億5,000万円が現在繰出金で予算計上させていただいて、ここで繰出金をふやすような補正予算をとらせていただいてるんですけども、これもそういった原因で、ちょっとアクションプランの数字とは変わってきたということでございます。

それから、あと事業計画についてでございますけども、こちらのほうは年内にはこちらのほうに提出がされる計画でありましたので、先ほど言いましたように、そういった計画のもとでの答弁のほうをつくらせていただいたということでございまして、まだ物はいただいておりません。

以上です。

○委員長(福木京子君) はい、原田委員。

○委員(原田素代君) とても重要な答弁なので書き写すので精いっぱいですが、予想は少しはしてたんですけど、そこまで率直にごめんなさいと言われると、ちょっと二の句が継げないなというぐらい深刻だと私は思いました。

まず一番深刻なのは、担当である健康増進課が診療所と現場との連携がとれなかったということ、システムとして、たしか澤さんが本会議で聞かれたのは管理者は誰ですかと言ったら、たしか最高責任者は市長ですとおっしゃったけど、それはいわゆる便宜上というか、常識的にはそうなんですが、まず診療所そのものに、通常は事務長と言われるような経営管理をする人っていうのが、従来はたしか熊山支所長がやってくださってたわけですけど、その存在が見えないのですが、いらっしゃるのですかと、今さら担当委員会でこんなこと聞く私も恥ずかしいなと思うんですけど、新診療所になって、いわゆる事務長と言われる立場の人、いわゆる経営管理者はいるのかどうかっていうことを、改めてちょっと確認をしてください。その方がまず機能してるのかどうか、通常の診療所経営が。その機能していた上で、前提で担当である健康増進課長の岩本さんと、逐一、毎月、最低、その経営状況について把握ができる状況になっているのかどうかをもう一度お尋ねします。

それから、当初予算の算定が不十分だったっていうのも、何ででしょう、あれだけ十分に時間をかけて診療所のために議論をしてきた中で準備してきたわけですから、急遽、突然じゃあ診療所に変えますと言ったわけではないので、そんなに慌てた段取りではなかったと思うんですけど、その当初予算の算定が不十分っていうのが、不十分って言われたらそれ以上聞きようがないんですけど、どうして不十分になったのか、物理的にどういう状況で十分な算定ができなかったのかっていうのも率直に聞きたい。

それから、まだ深刻ですよね、これ。医薬品について外来と入院の医薬品を区別がつかない という、こんな丼勘定の病院の診療所経営ってあるのでしょうかと、素人が見てもわかります よね。最低外来患者の医薬品はこれだけ、入院患者の医薬品はこれだけっていうのが、だから 逆に言うと、今までの熊山病院は何してたのかなとも思うわけですけども、それもない。だから、えいっやあでこの辺かなといって設定した。

2人体制のドクターが1人になったから外来が減ったって言うんですけど、それだけでしょうかと思うんです。というのは、要するに1人なんですけど、実際は。1週間には5つ、6つ専門のお医者さんがいろんなところから来て、1週間のペースではかなり外来が受けられるわけです、1人で全部処理しているわけじゃない。そういう意味では、そんなに変わらないのではないかと思うんですが、従来の熊山病院と。

12%も落ちるということ、またこの落ちるということも分析しなきゃいけないと思うんです。せっかく立派な診療所になって落ちるっていうのは何なのか。ドクター1人が減っただけの理由がそうなのかっていうこともまず分析しないといけません。まず外来、入院の医薬品の区別がなかったっていう、このあたりはもう、これは熊山病院のときからなんですかっていうこともお尋ねしたい。

それから、アクションプランから外れます、それは申しわけありませんということなんですが、これは市長にお尋ねしますけど、アクションプランを立ち上げて、各担当部から上がってきたものだというふうに私は聞いたような覚えがあるんですが、各担当部がこれで頑張りますということで、市長として、よしこれで行けとゴーサインを出したと。

その後ですよね、問題は。ここまで見事に放置された経営が診療所で行われてきたということを、直接の担当窓口である健康増進課の課長がわからなければ、その部長もそれから三役もわからなくて当然だということになるのでしょうかと。もうちょっと別のサイドから切り込みができないのでしょうかっていう、その赤磐市の今の体制ですよね。担当課、担当部長、そして三役までのこの流れが、どっか詰まってんですかねっていうことも危機感としてあります。

だから、まず最初に今の幾つかの質問について、もう一度教えていただけますか。

- ○委員長(福木京子君) よろしいですか。ちょっと、あっ、ちょっと休憩を挟みたいと思うんですけど、いけん、それは。
- ○委員(原田素代君) いけん。今私……。
- ○委員長(福木京子君) だから、今たくさん質問されたんで、ちょっとそのあたりは連携してまとめていただいて。よろしいですか、原田さん。
- ○委員(原田素代君) はい、いいですよ。
- ○委員長(福木京子君) どうしようかな、20分まで休憩といたします。

午前11時7分 休憩 午前11時20分 再開

- ○委員長(福木京子君) それでは、引き続いて会議を再開いたします。 それでは、答弁のほう、お願いいたします。
- ○市長(友實武則君) はい、委員長。

○委員長(福木京子君) はい、市長。

○市長(友實武則君) 先ほどの原田委員の質問の中で、1つ、アクションプランとこの診療 所の経営方針についての関連性の御質問といいますか、御指摘がございました。これについて ちょっと私のほうからお答えをさせてください。

このアクションプランというのは、向こう3年間で、もう御存じのとおり6億円の縮減を目指すということで、各個々の施策について目標を定めてきたというのは御案内のとおりです。

この診療所についても、26年度から診療所となって今までの繰出金が減るということで、26年度当初に効果発現するようなことにしておりました。しかしながら、この診療所運営を始めてみると、非常に険しい状況というのがつぶさに出てまいりまして、どうしても予測できなかったようなことが起こったために、対応が後手後手に回ってしまったっていうことは否定できません。特に医師の不足によるところ、あるいは途中でスタッフが退職の意向を示したこと、あるいは市民のニーズに応えるためにいろんなことをやっていった、それがうまく機能しなかったというようなこともあります。

こういったことが積み重なっていって、最終的に、特に医薬品の見積もりが甘くなってしまって、今回の補正予算をお願いするようになったということは否定できません。この中で、特に診療所になって病院のスタッフ、そういったものを一切を引き継いで運営をしております。この人員的にも過員が生じているということも否定できない事実です。そういった中で、このアクションプランと少し食い違いが出たというのは認めているところでございます。

しかしながら、アクションプランの全体の効果額6億円は、これは必ず達成するという思いを持っております。残る2年間の中でこの診療所についても当初予定どおりの効果額を上げるよう、これから人員の適正な配置や運営の効率化、そういったことを最大限努力させていただいて、私もその陣頭指揮をとって効率的な運営を目指していこうというふうに思っております。したがって、この具体的な運営計画、これを今担当課を含めて策定中です。見直し、見直しをかけながらやっております。したがって、予期できなかったことなんかも考慮することで、より実現可能性の高いものをつくるために、3カ月間、年内にと言ってたんですけども、3月末までに作成をして、新年度に反映していきたいということで進めていることを御理解いただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

- ○委員長(福木京子君) はい。 それでは、担当のほうから。
- ○健康増進課長(岩本武明君) 委員長、健康増進課岩本。
- ○委員長(福木京子君) はい、岩本課長。
- ○健康増進課長(岩本武明君) それでは、先ほどの原田委員の質問にお答えいたします。 先ほどの中にも言わせていただきましたけれども、診療所は健康増進課の出先機関の扱いに

なっておりますので、所管は健康増進課が行うことになります。その中で、診療所との全体会 議とか毎月の会議、あるいは連絡を通しまして情報の共有を図ってはいっております。

経営管理者というと健康増進課長が診療所の事務長、事務を束ねているということになります、はい。それで、あとはそういったものの情報の共有とかの中ででも、これからも管理体制のほうは十分整備していきたいというふうには思っております。

それからあと、26年度の当初予算をつくるに当たっての、そういった慌てたものではないという御指摘ではございますけども、そこは十分診療所、病院、それから診療所になってからの計画といったようなことに関しましての連携が十分にとれていなかったということがあったかと思います。

- ○委員(原田素代君) それで終わり。
- ○健康増進課長(岩本武明君) 以上です。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) ちょっと市長の御答弁に対してはちょっと後にさせていただいて、最初に私のほうが、たしか5点ほどお尋ねした件なんですけども、今岩本さんのお答えは、いわゆる経営的な管理責任者としては事務長のような、配置としては自分だと、健康増進課長が事務長を兼ねているということですね。これはあり得ないと思います、私は。事務長で……。

ちょっともう一度じゃあ正確に。

- ○委員長(福木京子君) はい、岩本課長。
- ○健康増進課長(岩本武明君) 説明不足で申しわけございません。 事務長ではなくて、事務を管理しているという。
- ○委員(原田素代君) 経営は。
- ○健康増進課長(岩本武明君) 経営ということになりますと……。
- ○委員(原田素代君) 委員長、済みません。
- ○委員長(福木京子君) いいですか、答弁。 はい、原田委員。

○委員(原田素代君) 組織体制が見えてこないっていうか、従来の病院のときは山田さんが 事務長と支所長を兼ねられて、院長さんと体制ができていたというふうに理解していました が、診療所、病院とか診療所は一番やっぱりかなめは事務長だと思うんです。この事務長って いうのは、経営だけでなくて事務管理を含めて、院長はもうあくまで医療行為に専念していた だかないと、まして1人のドクターで回してくださってるわけですから。だからきちんと実質 的な事務及び経理は、事務長という別途の立場でいる方、一番願わくば専門家の方がいいんで す、事務長経験している人、その全てわかっている人。医薬品を初めとして、ここまでなら使 えるけど、これ以上はうちの経営では無理よっていう、その見きわめもつけられるような専門 家が事務長として本来いるべきだと思っています。その配置が、課長が兼ねるなんてあり得な いですね。もう一度現状について教えてください。

- ○委員長(福木京子君) どなたが答弁されますか。 部長。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、石原部長。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) 現在の管理運営の体制でございますけれども、先ほど課長が言いました事務につきましては、支払い関係の事務とか書類──帳票ですね、そういう事務につきましては、向こうで作成して最終的にはこちらへ回ってきまして、健康増進のほうがまとめております。その事務ですね。ですけど、施設の管理、それから医療行為の責任とか、そういうものにつきましては、これは所長さん、診療所長です。
- ○委員(原田素代君) ドクターですよね。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) ドクターですね、今、中西先生。そちらのほうで現在のところやっていただいておるという状況です、事務長はおりませんので。同様に佐伯北の診療所につきましてもそういう体制で、事務につきましては健康増進のほうで、こちらも行っております。事務員はおります。事務員はおりますけど、決裁についてはこちらへ回ってきております。そういう体制でございます。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) 是里や佐伯北が事務長を置かないからということで、横並びで熊山も置かないというふうな御判断なのかどうかということもお尋ねしますが、従来の熊山病院を引き継いだ診療所で、ベッドはなくなったものの、診療所の規模としては大変大きな診療所なわけです。ましてや、立ち上げのときこそそういう専門担当の人をあらかじめ置かれて、立ち上げをスムーズにさせる役割があるのは、もう市長なんかわかっているはずなんです。そういうことは当然のことですよ、新しい事業を始めているわけですから。

それなのに事務長機能を置いていないということが、私は澤議員が再三求めてきた事業計画書がなかったことに全て原因になるのではないか。本来だったらきちんとした事業計画書があれば、先ほど市長はアクションプランについて触れたときに、さまざまな予測できないものが重なったと言ったけれど、予測できないことが出る可能性は100%あるのだから、事業計画さえあればそういう予測できないことに対しても、こういう場合はこうするという事業計画があれば、こんな言いわけを今さらする必要はないわけです。そもそも3月に議員が求めたときに、6月でも遅いと思いましたけど、とりあえず出すとおっしゃったその6月に出していれば、ここまで大きな赤字を出すような結果には、ならなかったのではないかっていうのがまず一つです。

まず事務長を置く必要があります。これは置かないような経営を、今回のように、見たら全 てそうですよね。積算も甘い、不十分でした。それから医薬品も、お答えがなかったけど、外 来、入院の区別のない医薬品だったと、これもう病院経営にさかのぼりますけど、山田元事務 長もいますから、ちょっとそこを尋ねたい。以前そんな経営をしてたんですか。外来と入院の 医薬品はごっちゃになって出してたんですかっていうことも一つ聞きたい。

それから、私先ほど聞いたのは、市民病院の外来をベースに12%減になっている、外来が。 これは単純にドクターが1人に減っただけではないんではないかということを、先ほどお尋ね したんですけど……。

- ○委員(実盛祥五君) 医者2人のとき。
- 〇委員 (原田素代君) いや、だから 1 人になったということね、ごめんなさい。 2 人の予定 が 1 人になったということですね。

その原因というのが何で外来が12%減ったのかという分析はされたのですか、されませんか ということです。

- ○委員(行本恭庸君) 来んものはしょうがなかろうがな。
- ○委員長(福木京子君) まあちょっと。分析、分析。
- ○委員(行本恭庸君) 手短にせえ、もうちょっと。
- ○委員(原田素代君) 委員長、ああいう発言はやめさせてください。
- ○委員長(福木京子君) それはちょっと今一生懸命聞いてるわけですから、ちょっとそれは 控えてください。
- ○委員(原田素代君) 重要な議論をしてるんです、今。
- ○委員長(福木京子君) はい。
- ○委員(原田素代君) ですから、今の追加の質問をお尋ねします。市長の答弁は後でいいです。
- ○委員長(福木京子君) 今質問されたことに答弁をお願いします。
- ○健康増進課長(岩本武明君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、岩本課長。
- ○健康増進課長(岩本武明君) 外来の数が減った原因ということでのお尋ねに対してお答え したいと思いますけども、先ほど原田委員も言われたように、それぞれのコマで来ていただい てる先生方は変わりません。ただ常勤の先生がやはりお二人がお一人になられました。それか らあと、先生が退職されたことに伴いまして、やはりその先生に治療を受けたいと言われる方 がおられて、その先生の異動に伴って出ていかれたこともあると思います。そういったような ことが原因で、現在の外来の数が減ったというふうに分析、思っております。
- ○委員(原田素代君) 外来、入院の医薬品の件。
- ○熊山支所長(山田長俊君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、山田熊山支所長。
- 〇熊山支所長(山田長俊君) 病院のときの外来と入院の医薬品費についてですけど、かっち

り覚えてはないですけど、それは当然仕分けしているものと思っております。それがわからない場合は、その計算をしてでもすぐ出るものだと思います。

○委員長(福木京子君) はい、原田委員。

○委員(原田素代君) 幾つかまとめますけど、私のほうも。予想してた以上に深刻だという感想がまずあることと、私の質問に対してもうちょっとまともに、いやいや原田委員そうじゃなくてこうなんですよ、というふうに言ってくださることが幾つかあるかなと思いましたけど、ほぼ100%深刻に思ってたとおりの答弁で、これは、この予算というものは根本的にやっぱり、この診療所経営を、体質、体制、そこまで含めてやり直していただかないと大変なことになるなという感想があります。

最初に申しました3つの点、今事務長が置かれてないということですが、これ置かれる意思がないですか。それから、健康増進課の岩本課長が窓口になっているということですけど、2 度目の答えで、毎月連携をとってますとおっしゃったのが不思議なんですが、毎月連携をとってたんだけど、半年間、医薬品の不足が気がつかなかったと。いや、石原部長が言ったんですよ。気がついたのはいつですかという質問に対して、10月です、と率直に。だから、ということは、半年間、毎月連携していたけれども、そのことについて言及が及ばなかったのかどうかということもお尋ねします。健康増進課の連携がとれてないことをとるようにしてくださいということです。

それから、あともう一つ何だったかな。当初予算の算定が不十分なのはやむを得ないと言われればやむを得ないのかと言わざるを得ないのですが、ちょっとアクションプランを実践しているさなかで、やむを得ないという言い方はちょっとないだろうと。もうちょっと真剣にこの4,700万円ですか、減らす計画を立てていながら、約三千数百万円持ち出しをしていると。このことのアクションプランに対しては、やっぱり事前の取り組みに対して緊張感がないんだろうなというふうに感じました。

まず、求めるものは、さっきも申しましたように、事務長を置いて、健康増進課とその事務 長の間で毎月の経営状況の把握もされる体制をつくる気はないですか、それを求めたいと思い ますがどうですか。

それから、市民診療所の事務長のことと連携のことと、それから最終的には事業計画書で、 岩本課長は手元に来てませんということでした。先ほどの市長はまだできてませんということ でした。このことについては市長にお尋ねしますが、なぜ3月議会で6月に出しますと答えた のか。なぜ12月に重ねて澤議員がお尋ねしたときに、事務方は12月中と答えているのに、年度 内と答えられたのか。

私はあくまでここで事業計画が出されない限り、このような丼勘定の経営に対してさらに 3,000万円、要するにアクションプランでは4,700万円にそれにさらに3,000万円ですから 8,000万円近くが予定外支出ですから、この予算を認めることはできませんよということを申

し添えたいと思います。ですから、事務長の設置、連携の問題、それから事業計画をどうしま すかっていうこと、このことをそれぞれ市長のほうと岩本課長のほうからお答え願います。

- ○委員長(福木京子君) 答弁願います。
- ○副市長(内田慶史君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、内田副市長。

えっ、いいんですか。

- ○副市長(内田慶史君) よろしいですか。
- ○委員長(福木京子君) 内田副市長が答えられます。
- ○副市長(内田慶史君) はい、一部お答えをさせていただきます。
- ○委員長(福木京子君) はい、内田副市長。
- ○副市長(内田慶史君) 診療所の管理運営面でのいろんな御指摘をいただいておるところで ございますけれども、私もこの施設を管理する者、また責任者といたしまして、今いろんな御 指摘をいただきまして大いに反省もしなければならないし、皆様方の御意見を真摯に受けとめ たいというふうに思っております。

至急内部におきまして管理の体制、それからチェック体制をきっちりと整備をいたしたいというふうに思っております。このようなことの起きないように、今後十分注意をして対処してまいりたいというふうに思います。効率的な運営に今後も努めてまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。事務長、そういった辺についても、今後至急に内部で検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

- ○市長(友實武則君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) 市長。
- ○市長(友實武則君) 私のほうからもお答えさせていただきます。

まず、体制についてのことを先にお答えさせてください。

この体制については、先ほども申しましたが、この1年間、いろんな予期しないことも起こりながらここまでやってこれました。私としてはよくここまでやってこれたと思ってるんですけども、この実績を踏まえて、来年度改善をしていくこととなっていこうかと思いますが、これがことしの実績で、今の体制で改善が実行できるんであれば今の体制でいいと思うんですけども、恐らくそうではないと思ってます。これを本年度の実績をもとに改善をしていくための体制が必要と判断すれば、その体制を整えていくということは当然必要と考えております。事務長を配置するのがその体制かというとそればっかりではないと思いますが、経営改善に向けての組織の再構築というのは考えていかないといけないことの一つと思います。

それから、事業計画書についてのお尋ねでございますけども、この事業計画、少し熊山診療 所のことについて、経過を踏まえて皆さんも思い出していただきながら、私の説明を聞いてい ただきたいんですけども、この市民病院が診療所になった経過、これは私よりも皆さんのほうが詳しいと思います。説明は省きます。

この昨年の4月以降、私も地域に出てさまざまな形で説明会等行ってきました。また、診療所にするということを意思決定をした後にも、市民の根強い反対の方々とずっと対話をしてきております。今でもそうですが、その中で、本当、いろんなことを言う人がおりまして、一つには、この診療所になったら、我々は患者として市民病院のときには行ってたけど、もう他市あるいは他町へ診察に行くから、この診療所には行かないんだと明言する人も少なくない人数でおりました。

そういった中で、私、この診療所が大きなお金をかけて建設したけど、患者が本当に来てくれるんだろうかと、本当に心配しておりました。しかしながら、運営を始めてみると、予期しなかったんですけども、医者が2人退職されたと。いよいよもうこれはどうなるんだろうかと不安になりながらの運営でした。

その中で、唯一本当にありがたかったのは、もうもっともっと患者数が減ると予測してたんですけども、今の報告では、十数%ということで、次第に、この診療所の常勤あるいは非常勤の先生の頑張りで、少しずつこれも戻ってきているというようなことも聞いております。こういったことで、私はさらに運営の効率化あるいは検査業務等、それからもう一つには、常勤をもう一人何とか来ていただいて、訪問診療、そういったことで経営を立て直すことは可能かと思っております。

しかしながら、これを支える常勤医師の確保っていうのがやはり大きな課題になっておりまして、この確保ができる、あるいはできない、これによって事業計画といっても大きく変わってきます。そういったことも見きわめながら、絵に描いた餅にならないような計画を立てていきたい、そういう思いから、いろいろ慎重に考えているということはございます。

そうした中で、これから常勤医を確保するのはなかなか難しいというのも見切りをつけないといけないんですけども、まだまだちょっとその辺、手配をしながら考えていこうということではありますけども、年度内にその常勤医が1名でやっていくような事業計画をも作成せざるを得ないのかというふうに思いながら、作成に指示を出しているところでございます。

そうしたところで、いろんな困難はありますけども、一つの目標となるもの、これを青写真をつくって、それに向かって走れるだけの体制を整えるための体制というのも考慮しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) 市長のお話や副市長のお話を聞いても、それは3月の時点で求めてきたものなんです。6月には出すと一旦はお答えされていながら、今現在出ていない。だから、そうですか、じゃあ全面信頼してお任せしますよという経緯ではないでしょう、誰が見ても。

効率化だとか、人員の適正配置だとかおっしゃるけど、それができなかったのが今回であり、 もっと深刻なのは連携さえとれてない、経営管理者さえ置いてない。今市長が必要であれば置 く、置くことが全ての解決ではないかもしれない、そこまでおっしゃった。そんな認識の方 に、この現状を招いてきた人たちが、備前市のこのプランだってごらんになってるそうじゃな いですか。これは23年から25年って、数次にわたって、数年にわたった計画、全てに対してこ ういうきちんとした計画書っていうのは出して当然なんですよ。そうじゃなかったからこうい うことになった。それはもう逆に言ったら、これがそもそもの出発ですよ。

だから、それでさえ12月まで延ばしていながら、まだ3月まで待てという。もう待てないですよ。だって、来年度の予算、認めようがないじゃないですか、こんな丼がそのままいって、事務長だって、市長の答弁では必要があるかないか検討するとおっしゃる。必要ないと検討されたときにじゃあ結局どこが改善されるんですか。計画書もない、事務長も置かれなかったら、どこが改善したと言えるんですか。どこが私たち議会は執行部の予算執行に対して信頼をして認めることができるんですか。6月に出すと言われてなぜ出さなかったのですか。出さなかった人が12月という答弁書を見ながら、本年度と変えたという、ここまでされると、議会をばかにされてるとしか思えません。

12月までに、答弁書を市長はごらんになっているわけだから、それはそこに対して責任を負わなきゃいけないでしょう。しっかり充実させますから、本年度まで延ばします、そんな言いわけ聞かないですよ、もう3度目ですから。6月と言っていながら、12月って言っていながら、本年度って。ここがうまくいってればいいですよ、経営が。だってそもそも経営不振っていうのは医者がいなくなったとか、突発的なことが起こったのが原因じゃないんで、そんなことは織り込み済みでスタートしているんですよ。なぜ問題かっていったら、連携がとれてない。半年間放置されてた経営状況が、それが問題なんですよ。赤字を生んだということじゃなくて、経営自身がもう放漫の、ほったらかし経営だったということが明らかになってるわけで、それに対しての答えは、今の副市長と今の市長の答弁では、議会としてとても信任できるような説明になっていないということを私は感じています。

最後に市長、何で3月のとき6月に出しますとおっしゃって、事務方の12月までにというの を本年度に読みかえたのか、そこをお尋ねします。

- ○市長(友實武則君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、市長。
- ○市長(友實武則君) 確かに年内と言って年度内になったんですけども、これは先ほども申しましたけども、本当にこの経営を支えるのはほかでもない医者です。この常勤の医師が1人なのか2人なのか、あるいは訪問診療がどこまでできるのか、そういったことが大きな要因になります。ここらがなかなか確定できない状況の中で、この事業計画をつくっていくっていうのは精度に欠けるという判断もありましたので、申しわけないんですけども、作成期限を延ば

すということを判断させていただいた次第でございます。そこは申しわけなく思ってますけど も、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○委員(原田素代君) あの、じゃあ。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) 私はこの議案に対して、実際の診療に差しさわりが出るわけですから、この補正は。だから、やむを得ないのかもしれないですが、附帯意見として、この現状をどう改善するかということについての求める意見を添えて賛成しようと思っていますので、また採決のときにお話ししたいと思います。

以上です。

- ○委員長(福木京子君) はい。 答弁はよろしいですかね。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい。
- ○副委員長(丸山 明君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、丸山副委員長。
- ○副委員長(丸山 明君) 内容がダブるんかもしれんけど、簡潔に言います。

私も実はちょっと、今回の予算については、補正についておかしいというふうに感じまして、今82号を多分審議しているはずなんですが、83号に議案の及ぶのはもうやむを得んと思います。

- ○委員長(福木京子君) 医薬品のところですか。
- ○副委員長(丸山 明君) ええ。それで、要するにこの市民診療施設勘定について入らざる を得ませんので、そこに触れますけども、診療収入が……。
- ○委員長(福木京子君) ちょっと丸山委員、入る分はそこで審議をしていただきたいと思いますが。関連はありますけれども。
- ○副委員長(丸山 明君) だから、今の話の中で、言ってるじゃないですか。
- ○委員長(福木京子君) あるんですけれども、ここの補正が、予算……。
- ○副委員長(丸山 明君) こんなこと言ってるじゃないですか。繰出金がね、3,200万円が何が原因かというたら、熊山の診療所なんですから診療所のことを言っていいでしょう。そうしないとわからないじゃないですか、話の内容が。

なぜ3,200万円の今回補正を組んだのかといったら、診療収入が3,480万円減ったんです。それで、医業費が逆に2,700万円ふえたんです、医薬品が。ですから、こういう大きな赤字になった、さらに追加をしたということで、今議論がいろいろなされたんです、そうでしょう。

それを考えると、市長はアクションプランがとっても大切で、これは何としてもやり遂げた

いというふうにおっしゃってますね。そうすると、この赤字をどこかで取り戻さないといけないんです、そのアクションプランを達成するためには。そういうことになるじゃないですか。

ですから、ちょっとお尋ねしたいのは、済みません、すぐにお尋ねじゃなくて、市長がおっしゃったことを考えると、今回予測ができなかったっていうふうに、当初そういうことができなかったというふうにおっしゃいました。そして、それは医師、人員のこと、医薬品のこと、そういったことが予測できなかったというふうにおっしゃったんですが、こんなふうにおっしゃってるんですよ。

これ3月ですけど、市長は3月議会で約束されました。今後診療所の体制が整いましたところで、スタッフと十分な協議を行い、早急に診療所のビジョンを作成してまいりたいと考えております。今後は診療所長を初めとする医療スタッフと議論の場をこれまで以上にしっかりと持ち、健全な経営を目指していきたい。事業計画については診療所の開所後、速やかに策定をするということにしております。ちょっと中飛ばししましたが、というふうに言われました。

そして、策定の時期は、原田委員が言ったように、第1・四半期をめどとして考えているところですというふうに述べられておりました。これは間違いございません。それはどうぞ御確認になっていただいて結構だと思います。だから……。

- ○委員長(福木京子君) ああ、もう……。
- ○副委員長(丸山 明君) そこまでね……。
- ○委員長(福木京子君) ちょっと絞って。
- ○副委員長(丸山 明君) うん。そこまで言い切られたことを、今めぐってやってるんですから、ぜひそれに僕は真摯に向き合っていただきたいと思うんです。だから簡潔にお答えください、今の質問です。
- ○委員長(福木京子君) はい、市長。
- ○市長(友實武則君) 済みませんが、先ほども言いました。診療所の運営の大きな柱になるのはやはり医師のマンパワーだと思うんです。この医師を確保するように、私昨年4月から懸命の努力をしてきました。今も現在進行形です。その中で、この医師が1人なのか2人なのか、2人になれば人件費はかかりますけども、訪問診療等が可能になってきますんで収入もふえてきます。そういったことを目指しておりまして、何としてもこれを実現したいという思いから、いろんな努力をしてきたわけでございます。

しかしながら、これは以前からもわかってたことなんですけども、医者の確保というのは本当に難しい。これは私今も実感しております。そういった中でも、少しその医師の手配が可能かもしれないっていうわずかな望みがありましたので、それにかけて、今もそれはかけてます。それをとにかく全力投球で医師を確保して、その地元の期待にも応えにゃいかん。それから、経営も立て直さにゃいかんということで努力をさせてきていただきました。

その辺がなかなか、何度も繰り返しになりますが、実現しなかったということで、この事業

計画についても明確なものを作成していくための第一点、最初の筆をおろすところが決まらな かったということが大きなこととして挙げられますので、これから先、何らかの過程を定めま して、この事業計画というのを定めていこうということを、今まで何度も説明したことでござ います。何とぞ御理解のほう、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○委員長(福木京子君) よろしいですか。
- ○副委員長(丸山 明君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい。

私のほうから、市長はそういう御答弁をされたんですけど、本会議で、先ほど言われたように、しますというて、言い切られとることに対するあれというのは、やっぱり途中で何らかの修正をしとかないと、しますと言い切られとることについては、やっぱり責任があると思います。

それでは、この補正予算については他に質疑ありませんか。

もう衛生費までですので、これで。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) 他に質疑はないようですので、これで質疑を終わります。 それでは、ここで1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時0分 再開

○委員長(福木京子君) それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

議第83号平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、これから 審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

- ○市民生活部長(小坂孝男君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、小坂部長。
- ○市民生活部長(小坂孝男君) 国保の議第83号でございます。市民生活部関係では、事業勘定ですが、国の4ページをごらんいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、一般会計からの繰入金の減額ですが、これも先ほど申し上げましたとおり、職員人件費の減額に伴います繰入金の削減ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○委員長(福木京子君) はい。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、石原部長。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) それでは、国の8ページをごらんいただきまして、診療勘定

でございます。熊山診療所についてのみ補足させていただきます。

1款の外来収入でございます。1目国民健康保険診療報酬から6目後期高齢者診療報酬収入まで、当初予算の見込みから患者数が減少しているということに伴いまして、診療報酬も伸び悩んでおります。それぞれの費目で減額させていただくもので、合わせて3,710万円の減額とさせていただいております。

2項のその他の診療収入では、健康診断料や予防接種料など230万円を追加いたしております。

5款1項1目の一般会計繰入金では、診療報酬収入の減少や医業費用の増加に対処するため 3,198万9,000円、一般会計からの繰り出しを追加いたしております。

合わせまして歳入の合計313万1,000円の減額としておるものでございます。

9ページの歳出におきましては、1款1項1目一般管理費で、人事院勧告等によります給与 改定及び人事異動による職員人件費を合わせて2,960万6,000円減額しております。11節の需用 費では、燃料費を100万円減額としております。

2款1項3目の医薬品衛生材料費では、医薬品の使用状況から医薬材料費を2,747万5,000円 追加しているものでございます。

合わせて歳出の合計313万1,000円の減としております。

以上でございます。

済みません。佐伯北、是里診療所につきましては、本会議場で説明したとおりでございます。

以上でございます。

○委員長(福木京子君) 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) なければこれで質疑を終わります。

続いて、議第84号平成26年度赤磐市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

- ○保健福祉部長(石原 亨君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、石原部長。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) こちらの会計につきましては、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。補足はございませんので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(福木京子君) 執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

ないですか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(福木京子君) 1つだけ。介護の居宅介護住宅改修費と介護予防住宅改修費が組み替えなんですけども、これの説明をちょっとできたらお願いしたいと思います。
- ○介護保険課長(藤原康子君) はい、委員長、介護保険課藤原。
- ○委員長(福木京子君) はい、藤原課長。
- ○介護保険課長(藤原康子君) 介護保険の予防サービス費等諸費の関係で、介護サービス等 諸費の居宅介護住宅改修費につきましては、減額となっておりますのは、当初は一月10万円掛け12件としておりましたけれども、半年間給付のほうをさせていただきながら11万750円掛け 10件の1年間分ということで見込まさせていただきました。

もう一つの介護予防サービス費等の介護予防住宅改修費につきましては、要支援1、2の 方々が認定を受けられた後、手すりとかいろんなことに関して、当初思ってたよりもちょっと 幾分か出るものが多うございまして、当初9万円掛け10件としておりましたけれども、その分 に関しては3月補正までにちょっと不足分が出てくるかなと思いまして、9万9,250円掛け 10件ということで組み直しをさせていただくということで、それぞれ111万円の減額ないしは 一方は111万円の増額ということで、このたび補正をさせていただこうと思います。 以上です。

○委員長(福木京子君) はい、わかりました。 他に質疑もうないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) なければこれで質疑を終わります。

続いて、議第85号平成26年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算(第2号) を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

- ○保健福祉部長(石原 亨君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、石原部長。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) こちらの会計につきましても、本会議場で説明させていただいたとおりです。補足はございません。よろしくお願いします。
- ○委員長(福木京子君) 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

これについても、このマイナスの分は人件費の関係と言われましたかね。

- ○保健福祉部長(石原 亨君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、石原部長。
- ○保健福祉部長(石原 亨君) そうです。人件費の減額でございます。それに伴いまして、 一般会計の繰入金も減額しているというものでございます。
- ○委員長(福木京子君) はい。

質疑がないようですので、これで質疑を終わりにいたします。

これで全て審議をいたしましたね。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第68号赤磐市特定疾患援護費給付条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第37号)から、議第85号平成26年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算(第2号)までの7件について採決したいと思います。

まず、議第68号赤磐市特定疾患援護費給付条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第37号)に対する原田委員から提出されました修正案を採決いたします。

よろしいですか。

本修正案に賛成の方は起立願います。

## [賛成者起立]

○委員長(福木京子君) 起立少数です。したがいまして、修正案は否決されました。

続きまして、議第68号赤磐市特定疾患援護費給付条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第 37号)、原案について採決いたします。

これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## [賛成者起立]

○委員長(福木京子君) はい、3人ですね。

はい、起立多数です。したがいまして、議第68号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは次に、議第71号赤磐市山陽総合福祉センターの指定管理者の指定について、これを 原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### [賛成者起立]

○委員長(福木京子君) 起立全員です。したがいまして、議第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第72号赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## [賛成者起立]

○委員長(福木京子君) 起立全員です。したがいまして、議第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第82号平成26年度赤磐市一般会計補正予算(第4号)について、これを原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

#### 「替成者起立〕

○委員長(福木京子君) 起立多数です。したがいまして、議第82号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第83号平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### [賛成者起立]

○委員長(福木京子君) 起立多数です。したがいまして、議第83号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第84号平成26年度赤磐市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、これを 原案のとおり決定することに替成の方は起立願います。

## 〔賛成者起立〕

○委員長(福木京子君) 起立全員です。したがいまして、議第84号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第85号平成26年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算(第2号) について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## [賛成者起立]

- ○委員長(福木京子君) 起立全員です。したがいまして、議第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- ○委員(原田素代君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員 (原田素代君) 第82号の一般会計補正予算の一部についての附帯決議を求めることを 要求します。
- ○委員長(福木京子君) ただいま休憩にいたします。

午後1時13分 休憩

午後1時28分 再開

○委員長(福木京子君) 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

それでは、続きまして、議第83号平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対しては、原田委員から附帯決議案が提出されました。

この際、原田委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

- ○委員(原田素代君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) お手元の用紙を読み上げて説明とさせていただきます。

第82号の一般会計補正予算(第4号)にも係りますので、議第82号平成26年度赤磐市一般会

計補正予算(第4号)及び議第83号平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対する附帯決議案でございます。

この案件につきましては、平成26年12月5日に本委員会に付託されました。そして本日審査を行いました。その結果、①十分に経営内容が把握されていると思えません。②赤字拡大について、それを抑える経営努力の工夫がされていません。③予算編成時になっても新診療所事業計画ができていませんという指摘がありました。

1につきまして、薬の診療収入に対する日にちを間違えたという初歩的な理由で4,000万円 余りの差が生じております。この金額は、当初予算に対して50%近くの見積もりミスとなりま す。そのことに気づいたのが本年10月と回答されています。開業から6カ月以上経営状況を把 握できていなかったことになります。診療所経営を放置している状態と言わざるを得ません。

2点目、当初予算でも1億5,000万円の一般会計の繰り出しをしながら、アクションプランでは26年度の削減額は4,779万6,000円としております。本来、削減額を確保するために経営努力されるべきでありながら、実質3,000万円の繰り出し増となりました。経営健全化のための努力の跡が全く見られません。

3点目、新診療所のオープン以前に診療所の事業計画ができているべきでありながら、議員が3月議会で事業計画を求めたら6月と答弁しながら、12月議会でも重ねてただすと、答弁書では12月中となっているにもかかわらず、市長の実際の答弁では本年度と変えられました。事務方が混乱している証明であります。診療所経営の破綻も含め、この原因は事業計画がないことによる弊害であると思います。

以上の指摘に対して、下記の事項について格段の配慮をすべきことを求めます。

記。1、熊山診療所の経営管理体制の整備を行うことを求めます。

2つ目、毎月の月次決算、執行状況の承認を市長が行うこと。

3、事業計画は12月中にできるとのことなので、次回の厚生常任委員会、1月28日に提出し、説明をすることを求めます。

以上、決議します。

平成26年12月10日、厚生常任委員会。

案でございます。

○委員長(福木京子君) 説明が終わりました。 これより附帯決議案について質疑を行います。 質疑はございませんか。

- ○副委員長(丸山 明君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、丸山委員。
- ○副委員長(丸山 明君) ちょっと僕がわからないところだけ教えてください。 1番の薬の診療収入から始まるところで、初歩的な理由で4,000万円の差が生じていると。

収入見込みに対して4,000万円余りの差、僕の計算ではそこまでになってなかったと思うんで す。計算というよりも、補正予算では。

そのことと、それから、この金額は当初予算に対して50%近くの見積もりミスということ、 その2点、ちょっと教えてください。もう少し、そこのところはこういう文章でいいのかどう か、私はちょっとわからない。

○委員長(福木京子君) 答弁を求めます。

はい、原田委員。

○委員(原田素代君) この数字は、澤議員のほうの指摘にあったんですけれども、12%診療報酬が減ってることをベースに計算すると、実際は3,198万9,000円なのですが、診療報酬が下がったことを基準にして計算すると、実質、3,198万円は実際の数字ですけれども、いわゆる率というか、実質の計算をしてみると12%診療報酬が上がっているのに実際的には4,000万円近くの、その3,198万円以上上がっていることになりますよということです、実質的に。その診療報酬をベースに計算した場合、減ってるからその分上がり幅が大きくなる。3,198万円に対して約4,000万円ぐらい実質上がっちゃいますよと、12%上がったことで、という指摘なんです。これが実質はこういう金額になるじゃないかという指摘から、私もこの文言を入れさせていただいたんですけど。

だから、50%っていうのは、これは当初の金額に対して、割合的には3,198万円、4,000万円はもとが1億3,000万円ですから、1億3,000万円、いや違う、1億452万5,000円って出てますね、ごめんなさい。32ページのところに医薬品材料費、補正前の額が1億452万5,000円に対して、半分近くになるじゃないかと、この増が、という意味で書いています。理由はそういう理由です。

- ○副委員長(丸山 明君) はい、わかりました。
- ○委員長(福木京子君) 他に質疑はございませんか。
- ○委員(原田素代君) 委員長、ちょっと、申し添えさせていただきます。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) 私はこの予算案に賛成いたしました。賛成した理由は、実質的な診療に差しさわりが起こる可能性があると思ったから賛成しました。しかし、とてもそのまま素直にこれがよろしいと思って賛成はできないという思いから、以下の3つの具体的な指摘に対して、来年、本予算の前までにこの3つの指摘にきちっと答えていただくことを条件として賛成させていただくという思いでございます。そこを御理解いただければと思います。
- ○委員長(福木京子君) はい。

よろしいですか。

質疑はよろしいですね。ないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) はい。

それでは、これより採決いたします。

議第83号に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに賛成の方は起立願います。

# [賛成者起立]

○委員長(福木京子君) 起立少数でした。否決をされました。 以上です。

それでは、続いて請願の審査に入ります。

まず、請願第7号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を議題とし、 審査をいたします。

この請願について、紹介議員がおられますが、どうしましょうか。

- ○委員(原田素代君) 1つ聞きたいことがあります。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。

あっ、ちょっと待ってください。

聞きたいことがあるということですね。

原田委員からそういうことがありますが、紹介議員に答弁していただいてよろしいですか、 いかがですか。

よろしいですか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(福木京子君) それでは、治徳議員、お願いいたします。
- ○委員外議員(治徳義明君) ちょっと待ってください。
- ○委員長(福木京子君) 急にですから。

はい、それでは原田委員。

○委員 (原田素代君) お忙しいとこ済みません。せっかく来ていただいてて、ちょっと1つだけお尋ねしたいんですが、意見書を読ませていただきました。大変深刻な状況に置かれていることがよくわかりましたが、お聞きになっていただいてたように、最近の法令改正で難病指定の枠が広がっておりますが、今回、法令改正によって広がったところと、この趣旨の皆さんの状況は幾らかそこで救われた部分というのはおありになったんでしょうか。いわゆる難病指定に入った部分というのはあるのか。

それで、入ってないところがあるということなのですが、法令によって幾らか救済がとれま したかということが、おわかりになる範囲で結構でございます、教えてください。

- ○委員外議員(治徳義明君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、治徳議員。
- ○委員外議員(治徳義明君) ありがとうございます。原田委員さんの言われたとおり、大変な状況というのがあります。ただ、今回の請願というんですか、要望は、ウイルス性肝炎、ア

ルコール性肝炎とは違います。ウイルス性肝炎に対しては350万人と言われるたくさんの方が そういったことで苦しめられております。国民病とこういうふうに言われております。それと 同時に、輸血だとか集団予防接種等の医原病というふうなことで、国も責任があるんだろう と、こういうふうに思っています。

ただ、先ほど申しましたように、難病とか、それから司法救済なんかも行われてるんですけれども、それは一部であり、もちろん国も認めてますんで、肝炎対策基本法等のいろんな支援もなされてるんですけども、これも限定をされまして一部でございます。今回の趣旨的には、350万人の多くの方を幅広く支援していただこうと、こういうふうなのが趣旨で、その中でも、先ほど申しましたように、ウイルス性肝炎、肝硬変、それから肝がん、この方たちは、非常に医療費がかさむ、医療に対して物すごくお金がかかる。そして、仕事をすることができないような状況の方もたくさんいらっしゃるということ、この方々に対する支援も行っていくべきだろうと。

それと同時に、国は障害者手帳を一部感染者に、肝硬変の方なんかに出してるんです。これも非常に厳しいということで、その辺の緩和を求めているものでありまして、ごめんなさい、私の知る限りでは、今回のことが大きく進展したとは思えないんですけれども、ただ、こういった難病とか、国がそういったことに前向きにやっていただけるという分であれば、大きな前進だと思っております。

お答えになっているかどうかわかりませんけども、そういうことでございます。

- ○委員(原田素代君) ありがとうございました。わかりました。
- ○委員長(福木京子君) よろしいですか。

説明が終わりました。

他に質問される方はおられませんか、委員さん。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) はい。ないようですので、ありがとうございました。 それでは、どうしましょうか。

委員の皆様方に御意見を伺いたいと思いますが、順番に行かせていただいてよろしいですか。

はい、そしたら実盛さんから。

- ○委員(実盛祥五君) 国へ上げていくんですから、賛成いたします。
- ○委員長(福木京子君) はい。 そしたら、はい。
- ○委員(原田素代君) 今の治徳議員からの説明でよくわかりました。ぜひ国にも具体的なことを進めていただきたいと思います。
- ○委員長(福木京子君) はい。

そしたら、そちらに行きます。 行本委員。

- ○委員(行本恭庸君) 継続。
- ○委員長(福木京子君) 継続。 はい、佐藤委員。
- ○委員(佐藤武文君) 請願の趣旨、理由について理解いたします。したがいまして、この請願には賛成をさせていただきたいと思います。
- ○委員長(福木京子君) 丸山委員。
- ○副委員長(丸山 明君) 賛成です。
- ○委員長(福木京子君) わかりました。 それでは、採決は後にします。

続いて、請願第8号介護従事者の処遇改善を求める請願書を議題として審査をいたします。 これについては、紹介議員は原田委員なんですけれども、いかがでしょうか。

- ○委員(佐藤武文君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、佐藤委員。
- ○委員(佐藤武文君) この介護従事者の処遇改善については、よく言われておられることで、大変私も理解しております。しかしながら、今回この請願書の中にあります低賃金、重労働、何をどういう形で比較をされてこの低賃金、重労働ということを今回の請願の中で決定づけられておるかということについて、このことについては確認させていただきたいと思います。
- ○委員長(福木京子君) 済みません、ちょっと紹介議員の原田委員に説明を求めることといたしまして、今佐藤委員から質問がありましたので、原田委員、説明を、はい。

はい、原田委員。

- ○委員(原田素代君) 私には、平成25年度岡山県版ということで、介護労働実態調査結果という分厚い資料をいただいております。その中で、今の一つ賃金の問題と過重労働であるということについてここから読み取れますが、まず、低賃金の問題ですけれども、このアンケート結果でいきますと、ヘルパーの正規職員、平均年齢47.9歳で、平均賃金は18万204円、介護労働安定センターの調査でも、介護職全職平均より、一般的な平均年齢45.6歳のデータでも21万2,000円となります。現在の日本の全産業平均賃金が約30万円ということですから、月額10万円の差が出ているということです。
- ○委員(佐藤武文君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、えっ。
- ○委員(佐藤武文君) そういうことを私は聞いてないです。
- ○委員長(福木京子君) はい、ちょっと。

○委員(佐藤武文君) 何を基準にそういうふうな低賃金、重労働ということを決めつけられたんですかということを聞いとんです。その数字のことについては、それは何回もそういうことはお聞きしておりますんでよろしいんです。私が聞いておるのは、ここに書いておる低賃金、重労働ということは何を基準にそういうことを書かれたんですかということを聞いておりますんで、かくかくしかじか、この基準に従って低賃金、重労働であるということに決定しましたということを私は説明を求めてます。

- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) 今申しましたように、介護労働安定センターの調査、また日本の全産業平均賃金、こういうものが基準でありますということです。ですから、いわゆる社会的な、要するに標準賃金というものから比べて、年齢も同じように設定すると約10万円ぐらい実態は低くなっているというのが、こちらの請願書のほうからのデータをいただいたものです。だから基準はそこにあります。
- ○委員(佐藤武文君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、佐藤委員。
- ○委員(佐藤武文君) パートで働いておられる方もたくさんおられまして、そういう方々と 比較して、なおかつ介護従事者の方が重労働であり、低賃金であるという位置づけと解してよ ろしいんでしょうかね。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) 私が理解している範囲でございますから、私が理解している範囲で、いわゆる日本の全産業平均賃金というものから比べると、この分野での労働者の皆さんは非常に賃金が低い中で苦労されているというふうに理解しています。

個々のパートや個々の臨時職員の置かれている状況というのは個々にあると思います。私が 今回知り得る限りでは、この福祉現場の労働者のデータとして理解しているというお答えにな ります。

- ○委員(佐藤武文君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、佐藤委員。
- ○委員(佐藤武文君) 私は賃金体系のことで余り決めつけて物事を判断するということはいかがなものかなと。要するに、介護従事者イコール低賃金であるという見解は、果たしていいのか悪いのかということを、私ちょっと疑問視しておるんです。要するに、賃金というものは全てのそういうふうないろいろな賃金体系と比較をして判断をすべきではないかなと。

今御指摘になられたものは、あくまでも基準的なものを評価された中で判断をされておる と。身近な問題で、この赤磐市の中において、いろいろなパートで働いておられる方々もたく さんおられると思うんです。そういう方々と比較して、なおかつ介護従事者のほうが低賃金で あるということに、そう結論づけられるんであれば、なるほどなということで、そういうふう な納得もできるんですけど、大きな基準の中で、数字の中で判断をされておられるということに対して、低賃金あるいは重労働に介護従事者が該当するのかどうかということについての判断が、若干そのことについて私は判断をするのに苦しんでおるという状況なんです。

- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) この分野の問題が、今まさに社会的な大きな課題でございまして、2025年問題を見てもわかるように、今後超高齢化社会を迎えて介護のニーズはどうしても高まります。大変重要な分野であるにもかかわらず、その置かれている現場で働く人たちが、要するに平均相場から言って10万円余り安い賃金の中で、そして非常に厳しい労働条件の中で頑張っていただいているわけです。

問題は、いろいろな職種があります、臨時やパートや。問題にしているのは、やっぱり今後 日本の社会として、もちろん赤磐市としてもそうですけども、介護従事者の方たちが良質な環境で仕事が続けられる、そういう社会をつくりましょうという趣旨だと私は今回理解しています。ですから、低賃金とか重労働というのが、一つの非常に現象から見てわかりやすいので語っておりますが、今後の日本社会、ひいては赤磐市の中でも介護従事者の方たちが安心して仕事ができる、長く仕事につける環境をつくることを求める意見書だというふうに理解していただいたらいいと思います。

- ○委員(佐藤武文君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、佐藤委員。
- ○委員(佐藤武文君) 誤解をしないでいただきたいんですけど、私は介護従事者が、要するに低賃金、重労働でないとは言ってないんです。それはよく理解しておるんですけど、比較する低賃金、重労働との比較の度合い、それが今言う、介護従事者だけが低賃金であり、重労働をしておるという考え方は違うんじゃないんですか。ほかにも低賃金で重労働をしておられる方もたくさんおられますよと。今回今言う、出ておる請願は介護を対象としておられますので、そういうことで介護従事者が低賃金あるいは重労働で働いておられるという現状については理解しておるんです、そのことについては。ただ、今言う、理解を深めるためにかくかくしかじか、こうこうこういうふうなことと比較して、これだけ差があるんですよということをお示していただきたかったということを私は言っておるんです。

だから、そのことについて私は理解をしないということは一切言っておりません。よくわかっております。ですから、紹介議員の答弁はもうよろしいですけど、そういうことが誤解をされないように、介護従事者の方が低賃金、重労働でないということを私は言っておるんではないということを理解いただきたいというふうに思います。もう結構ですから。

○委員長(福木京子君) 他によろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) そしたら、ないようですので、それぞれ委員の皆様の御意見を伺い たいと思いますが、よろしいですか。

そしたら、先ほどのように実盛さんのほうからお願いします。

- ○委員(実盛祥五君) これも国に上げるんですから、賛成いたします。
- ○委員長(福木京子君) はい。原田委員。
- ○委員(原田素代君) いや。
- ○委員長(福木京子君) ああ、もちろん。 はい。
- ○委員(原田素代君) 私、紹介議員ですから賛成です。
- ○委員長(福木京子君) はい。 そしたら、行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 継続。
- ○委員長(福木京子君) 継続。 はい、佐藤委員。
- ○委員(佐藤武文君) 私もその趣旨はよく理解しておりますんで、この請願については、ここに書いておられるとおりだろうと私は思います。ですから、この請願については賛成をさせていただきます。
- ○委員長(福木京子君) はい、丸山委員。
- ○副委員長(丸山 明君) 私も賛成です。
- ○委員長(福木京子君) はい。 ありがとうございました。

それでは、これから請願の採決を行います。

まず、請願第7号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

#### [賛成者起立]

○委員長(福木京子君) 起立多数です。よって、請願第7号は採択とすることに決定しました。

続いて、請願第8号介護従事者の処遇改善を求める請願書を採択することに賛成の方は起立 願います。

### [賛成者起立]

○委員長(福木京子君) 起立多数です。よって、請願第8号は採択とすることに決定しました。

それでは、請願第7号、それから請願第8号は採択することに決定しましたので、当委員会

として定例会最終日に議員発議で意見書を提出したいと思います。

提出者は委員長の私とさせていただきます。また、賛成者は今回採択に賛成した各委員にお 願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) はい。よろしくお願いいたします。

以上で当委員会に付託された議案の審査全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査 及び審査の申し出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福木京子君) はい。それでは、このように申し出をいたします。

なお、委員長報告については委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(福木京子君) はい。それでは、そのようにさせていただきます。
  - 4、その他で委員さんまた執行部から何かありましたら発言をお願いしたいと思います。 よろしいですか。

執行部のほうのはありますか。

- ○市民課長(作本直美君) はい、委員長、市民課作本です。
- ○委員長(福木京子君) はい、作本課長。
- ○市民課長(作本直美君) では、市民生活部の資料のほうをごらんいただきたいと思います。

では、1ページ目からお願いいたします。

国民健康保険高額療養費の自己負担限度額につきまして、制度の改正がありますので、情報 提供として簡単に御説明させていただきます。

国民健康保険法の施行令が改正されたことにより、高額療養費の所得区分及び算定基準——自己負担限度額といいますが——の見直しがされ、1月1日から新しい自己負担限度額が適用されます。

皆さん御存じかもしれませんが、高額療養費とは、同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をすることによってこの自己負担限度額を超えた分について高額療養費として支給される制度です。市町村の窓口で限度額適用認定証の発行を受けている場合は、提示をすることで病院の窓口での支払いが限度額までとなります。

今回の改正につきましては、70歳未満の被保険者に係る高額療養費の所得区分及び算定基準額について、現行の3段階の所得区分を5段階に細分化するもので、詳細は次のページの別紙

1のとおりとなっております。

別紙1ですが、左側が現行、右側が27年1月診療分からの新しい表となっております。

現行の上位所得者Aの部分ですが、上位所得者とは、総所得金額が600万円を超える世帯のことで、こちらについては総所得金額が901万円を超えるか否かで段階が変わってきます。さらに、Bの一般の所得者、この一般の所得者とは住民税非課税世帯を除く所得が600万円以下の世帯のことですが、こちらは210万円を境に段階が変わるということになっております。Aの部分がアとイに分かれ、Bの部分がウとエに分かれます。Cの住民税非課税世帯については変更ありません。

Bの一般については、所得の低い210万円以下は5万7,600円に引き下げまして、医療費の1%負担は求めず、低所得者に配慮した形となっております。所得210万円から600万円以下の一般の中でも、比較的所得が高い層の限度額は、見てのとおり変更なしとなっております。細かい部分についてはごらんいただいて確認お願いいたします。

1月診療分から適用となるため、現在限度額適用認定証を交付している方で、約400名を対象に新しい証を発行することになりまして、今月の9日に既に簡易書留で郵送させていただいております。このことにつきましては、広報あかいわ12月号にも掲載させていただき、住民の方へお知らせさせていただいているところです。

関連の記事につきまして、別紙2、それから高額療養費の制度について参考までにつけさせていただいております。また御確認お願いいたします。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(福木京子君) 他にありますか。
- ○協働推進課長(新本和代君) はい、委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、新本課長。
- ○協働推進課長(新本和代君) それでは、資料の5ページをお願いいたします。

協働推進課から3点、事業について説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、人権啓発作品展の開催についてでございます。

平成27年1月23日から25日までの3日間、午前10時から午後6時まで中央図書館の多目的ホールにて、今年度応募のあった人権啓発ポスター、標語、人権作文など、人権啓発作品展を開催いたします。実際に優秀作品を見ていただき人権についての理解と認識を深め、また市民一人一人の人権意識の高揚を図る目的で開催いたします。

続きまして、2番目といたしまして、第3回男女共同参画セミナーの開催についてでございます。

日時は、平成27年1月31日土曜日、午後1時30分から3時まで、中央公民館2階視聴覚室で、演題が「脳と体の健康~愛と笑いとユーモアを~」をテーマに、岡山旭東病院の院長先生であります土井章弘様に講演をいただこうと思っております。

いつも男女共同参画セミナーには女性の方が大変多いんですけれども、今回は主にシニア世

代の男性の方を対象に、仕事を退職後も男性も女性も、ともに生き生きと過ごしましょうというテーマで開催することとしております。広報あかいわ1月号、またホームページにも掲載し、一人でも多くの方に参加していただきたいと考えております。

続きまして、3番目でございますが、平成26年度まちづくり人材養成講座の開催について御 説明いたします。

今年度は、市民ファシリテーター――会議の進行役でございますが、この養成講座を実施いたします。協働のまちづくり塾3期のOBの有志の方が、サンサンあかいわ「まちつく~る」会を結成してくださり、市民ファシリテーターとして現在地域のサロン等で活躍していただいております。協働を推進する上では、地域でのサロンの回数も今後ふえると思います。このため、今年度は3回連続で会議の進行役でありますファシリテーターの養成講座を開催いたします。日程につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。今回、3回のうち2回は「まちつく~る」会の方が講師を担っていただき、1回は外部講師にお願いすることにしております。

協働推進課からは以上でございます。

- ○委員長(福木京子君) 続いてありますか。
- ○環境課長(黒田靖之君) 委員長、環境課黒田です。
- ○委員長(福木京子君) はい、黒田課長。
- ○環境課長(黒田靖之君) 環境課から2点報告させていただきたいと思います。

1点目の部分で、資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

事故報告ということで報告させていただきたいと思います。

発生日につきましては、平成26年10月23日に発生しております。事故場所につきましては、 赤磐市山陽一丁目地内、山陽団地内での事故でございます。

事故内容につきましては、下にあります地図とあわせてごらんいただきたいと思います。

可燃ごみの収集のため、ごみ収集車で山陽団地内のごみ集積所へ行きまして、方向転換しようとパッカー車がバックしようとしていたところ、ごみ集積所に隣接する住宅の車庫にごみ収集車を当ててしまい損害を与えたという事故でございます。この事故につきます市の過失割合につきましては10割ということになっております。

先般、相手方と示談のほうが成立しております。示談日が12月1日、損害賠償額につきましては28万3,284円ということで御理解をいただいております。

この事故につきましての今後の対策につきましては、今後このようなことが起きないために も、補助者によります、特に後方それから車の周辺という形にはなろうかと思いますが、この 部分を誘導を十分行って、より安全を確認して収集業務に当たるようにということで指示をさ せていただいております。

なお、この事案につきましては専決処分をさせていただいて、3月議会へ報告案件として提

出をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一点になりますが、これについては、ちょっと資料を添付しておりませんが、先般、先週になりますが、会計実地検査報告ということで、会計検査院が岡山県に入りました。そして、赤磐市の新しい環境センターの建設事業についてということで、4日それから5日の2日間検査を受けております。この検査内容につきましては、事業そのものの交付金の申請の流れから、ごみ処理施設の規模決定の根拠、それから施設の稼働率、それから工事、それから施工監理業務等の実績報告書、入札関係、契約書、建築本体及び機械設備の耐震設計の根拠など、多岐にわたり検査を受けております。

この検査によりまして、検査官から慎重な検査をしていただきまして、その結果、ごみ処理 施設が適正に執行されているということで、指摘事項を特にいただいたものではございませ ん。無事会計検査のほうが、両日をもって終了いたしましたことをここに御報告させていただ きます。

環境課からは以上でございます。

- ○委員長(福木京子君) はい。 執行部のほうはもうよろしいですね。 あっ、はい、どうぞ。
- ○介護保険課長(藤原康子君) 介護保険課藤原です。
- ○委員長(福木京子君) はい、藤原課長。
- ○介護保険課長(藤原康子君) 第6期介護保険事業計画策定につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

このたび市民の皆様からの意見を反映するため、計画素案に対するパブリックコメントを 12月8日から平成27年1月7日の約1カ月間実施いたします。その後、いただいた意見につき ましては検討し、必要な箇所については素案追加等を行い、平成27年1月30日に第4回策定委 員会を開催予定といたしておりまして、その意見等を検討してまいります。

先日、委員の皆様にはパブリックコメントに出しております計画素案のほうをお手元に届けさせていただきました。その計画素案の目次なんですけれども、この計画書の構成ですが、本計画は、第1から5章の構成です。このたびは5章に当たる介護保険サービスの見込みについては、資料の提示はしておりません。

まず、計画策定に当たっては、第1章で計画の概要をまとめ、次に第2章、高齢者を取り巻く現状と課題があり、第3章、計画の基本的な計画を掲載しております。そして、次にその理念、ビジョンの実現に向けた施策の展開について、第4章、計画の推進としてまとめております。本市が力を入れて取り組んでいく重点項目である基本目標に基づき、展開する施策と事業について第4章には示しております。また、第6期介護保険事業計画における施設等整備方針も第4章に載せさせていただいております。

今回の資料にはございませんが、第5章は介護保険サービスの見込みで、サービス量等の見込みと介護保険財政第1号被保険者の保険料について示していく予定でございます。このサービス量等の見込みは決めつつありますが、介護保険財政第1号被保険者の保険料については、現在もなお試算をしている段階です。

県内の市町村の状況を鑑み、市長等とも協議を踏まえて、県内平均的な保険料になるよう試算、検討して今後まいりたいと思っております。

以上、簡単ですが、介護保険事業計画素案のパブリックコメントを出させていただいている という現在の状況を報告させていただきました。

以上です。

○委員長(福木京子君) はい、ありがとうございました。

執行部のほうからは以上でよろしいですか。

はい、そしたら委員さんのほうからその他で何かありましたら。

はい、原田委員。

- ○委員(原田素代君) 10月24日の第10回厚生常任委員会の際に、市長のほうから今年度中に 最低1回以上、最終処分場の問題について地域の説明会を行いますという御返答がありました。これの計画がもう立っていらっしゃるのかどうかお尋ねします。
- ○委員長(福木京子君) はい、藤井参与。
- ○市民生活部参与(藤井清人君) 最終処分場の地元調整につきましては、逐次関係区長さんとお話を進めております。今現在、本会議場の一般質問でもありましたように、来年の1月末から2月の頭にかけて、最終処分場を含めた市政懇談会という形での説明会を今計画をしておるところです。

以上です。

- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) 市政懇談会っていうのと最終処分場の説明っていうのは、どういう意味でそういうふうに抱き合わせたのか知りませんが、あくまで委員会として求めているのは、地元地域の方へこちらのほうから誠実に説明を求めていかなければならないと。説明会が去年の5月からずうっと棚上げ状態に来ていることに対して深刻なのでと求めたときに、市長は今年度中に最低1回以上説明会をしますとお答えになったわけです。その市政報告会というのがどういう意味なのかをちょっと説明してください。
- ○市民生活部参与(藤井清人君) 委員長。
- ○委員長(福木京子君) はい、藤井参与。
- ○市民生活部参与(藤井清人君) 関係区長さん等とのお話、また御意見を伺う中で、最終処分場については英国庭園でことし5月説明会を開催しました。その後、市としては地元区長さんともお話をする中で、関係地区の説明会に今度打って出るというお話を進めておりました

が、なかなか関係区長さんもそれは難しいということの中から、最終処分場の今まで説明を進めてきた中で、熊山地域の問題を含めて、診療所もそうですけども、そういったものを含めて全体的な説明の中で話を切り出したらどうかという御提案も受けまして、そういう方向での調整を現在しておるところです。

以上です。

- ○委員長(福木京子君) はい、原田委員。
- ○委員(原田素代君) だから、あくまで最終処分場について、市の姿勢とそれから御理解を いただく説明をする場であるというふうに理解していいんですね。
- ○委員長(福木京子君) よろしいですか。
- ○委員(原田素代君) はい。
- ○委員長(福木京子君) 他の委員さんよろしいですか。 行本委員。
- ○委員(行本恭庸君) 医者の件じゃけど、市長はどういうふうに考えられとん。今難しい難しいというのはわかった。どういう働きを今までやってきた。過去には、熊山病院時分には弁当箱を持ってでも岡大のほうへ詰め込んで、一生懸命努力したような人間もおられるけど。どういう、言葉の上だけじゃあそりゃあ難しい難しい、行っても難しいんですと言われのはわかるんじゃけど、現実にどういう話をして、可能性がねえもんならちゃんともう修正せにゃあいけんじゃろうし。じゃから、今の医者は2人体制で稼働するような計画にしとりますわな。それの人員配置もされとるわけでしょう。それが今1名でいきょうるということは、計画からいえば今人員が多いと私は判断しとるわけだ、あなた方はどうか知りませんけど。まして今度はこの3月には人事異動等もあるわけじゃから、そこらを鑑みて、できんもんなら配置も変えにゃあいけんのじゃねえかという気もするんじゃが、そこら辺はどういうふうに考えられとん。

問題の一番は、職員の採用ももちろんのことじゃけど、どういう格好で医者をふやすん。今さっきも委員会の中でも、訪問の医療もできるからと言われるのは、それは確かに人件費はかかっても入も入ってくるわけじゃから、それが福祉につながっていくんじゃから、当然そういう方向でやっていただきたいんじゃけど、めどが立たんようなものをいつまでも抱えとってもいけんじゃろうし、今まで努力、どの程度されてきたんか知らんけど、要は人員が、医者が確保できなんだということは、一生懸命努力しても、ふえてこそ初めて努力したと見られるわけじゃけど、今の段階じゃあどうもそう思えんのじゃ。今後この医者の問題に対して、いつぐらいをめどにけりをつけるんか、その辺を答弁願いたい。

- ○委員長(福木京子君) 市長、答弁は。
- ○委員(行本恭庸君) 市長しかおるまあ。
- ○委員長(福木京子君) はい。
- ○市長(友實武則君) はい。

- ○委員長(福木京子君) はい、市長。
- ○市長(友實武則君) お話できるところまではお話しさせていただきます。

まず、昨年来からのお話ですけども、この診療所の診療科目について、市民病院にありました診療科目を継続するということが地域の皆様とのお約束がありました。したがって、診療科目を維持するためには、外科とか整形とか、泌尿器科、そういった診療科目の先生に継続して非常勤であっても来ていただくということがまず1つあります。

これに対して、派遣を以前いただいていた各診療機関、岡山大学の附属病院あるいは済生会、それからハートクリニック、そういったところへ全部のところに私足を運んで先生にお願いをしてきました。お願いの成果もあって、ほとんどの先生は継続しておいでいただくようになりました。一部外科がかなわなかったというところはございましたけども、ほとんどの診療科目を確保することができました。これが一つの成果でございます。

それから、常勤医師についての派遣を、これもまた岡山大学の医局のほうに再三お願いに上がりましたが、何度目かの訪問の際に、これ以上訪問されても答えは一つだと言い渡されているのが実情です。

それから、そのほかで、岡山以外の岡山出身の医師、若手の医師なんですけども、この医師にある人脈を通じて岡山へという話もあったので、早速その医師にも面会を求めて協議をさせていただきました。この方は最終的な返答はまだいただいておりません。前向きには考えてくださるような返答でしたが、まだまだ家庭環境や勤務条件、そういったことで協議が成立していないというところでございます。今後粘り強くその先生とも協議はしてまいりますけども、何せ報酬等の問題、公立診療所の医師の給料というのは余り高くないので、そういったところから、なかなか協議も難航しているという状況で、今ここでもうだめなんだという判断はできません。したがって、これから粘り強くまだ協議を進めるという状況です。これには恐らく長い時間が必要と見ております。そういったところが現状です。

そのほかに、常勤医師を手配する手だてというのは、具体的には私のところには今ない状態なので、皆さんでもしそういった先生がおられるというんなら、私出かけていってお願いをするということも覚悟の上ですので、そういったこと、委員の皆様も御協力いただければと思っております。

以上です。

- ○委員長(福木京子君) よろしいですか。
- ○委員(行本恭庸君) よろしい。
- ○委員長(福木京子君) はい。 もうよろしいですか、委員さんは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福木京子君) それでは、もうないようですので、以上をもちまして第12回厚生常

任委員会を閉会としたいと思います。

閉会に当たりまして、内田副市長より御挨拶願います。

- ○副市長(内田慶史君) 委員長、副市長内田。
- ○委員長(福木京子君) 内田副市長。
- 〇副市長(内田慶史君) 本日はお忙しい中でありましたが、本会議におきまして付託されま した議案について慎重に審査をいただき、そして19日の議会最終日に向けて適切なる方向づけ をしていただきまして、まことにありがとうございました。

なお、審査の過程でいただきました御指摘等につきましては、真摯に受けとめまして、今後 の行政運営に生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。本日は長時間にわたり、審議をいただきましてありがとうございました。

○委員長(福木京子君) ありがとうございました。

皆様方には、本日は長時間にわたり大変御苦労さまでした。

これで本日の委員会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時28分 閉会